

金武町一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

金武町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨・目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間及び目標年度	5
第4節 計画の対象区域及び対象廃棄物	5
第2章 地域の概要と将来構想	6
第1節 地域の位置・地勢	6
第2節 人口等の動態	7
第3節 産業の動向	9
第4節 土地利用の状況	10
第5節 水環境	11
第6節 金武町の基本構想	13
第3章 ごみ処理・処分の現状と課題	15
第1節 ごみ処理・処分の現状	15
第2節 収集・運搬体制の現状	25
第3節 中間処理及び最終処分体制の現状	26
第4節 ごみ処理経費	28
第5節 ごみ処理システムによる評価	29
第6節 ごみ処理・処分の課題	31
第4章 ごみ処理基本計画	35
第1節 基本理念及び基本方針	35
第2節 人口及びごみ排出量等の将来予測	36
第3節 ごみ減量化等の数値目標	42
第4節 発生抑制・資源化計画	44
第5節 分別、収集・運搬計画	48
第6節 中間処理計画	51
第7節 最終処分計画	54
第8節 計画ごみ処理フロー	56
第9節 その他の計画	57
第10節 計画の進行管理	59

第5章	生活排水処理基本計画	60
第1節	生活排水処理の現状と課題	60
第2節	生活排水処理の基本理念及び基本方針	66
第3節	生活排水処理の将来計画	67

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨・目的

本町を含む金武地区消防衛生組合では、平成31年3月に計画期間を10年間（平成31年度～令和10年度）とする「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「現行計画」という）」を策定しており、金武地区消防衛生組合を構成する金武町、宜野座村の住民、事業者のみなさんとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指して、3R（リデュース：発生・排出を抑制する、リユース：再使用する、リサイクル：再生利用する）の取り組みを基本に、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進してきました。

また、SDGs(持続可能な開発目標)については、国が取りまとめた「SDGs実施指針改訂版」では、「地方自治体は、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」と位置付けられており、「第5次金武町総合計画（後期計画）」においても、「本町のまちづくりを推進することでSDGsを推進していきます。」と記載があるため、本計画においてもSDGsを推進する計画とします。

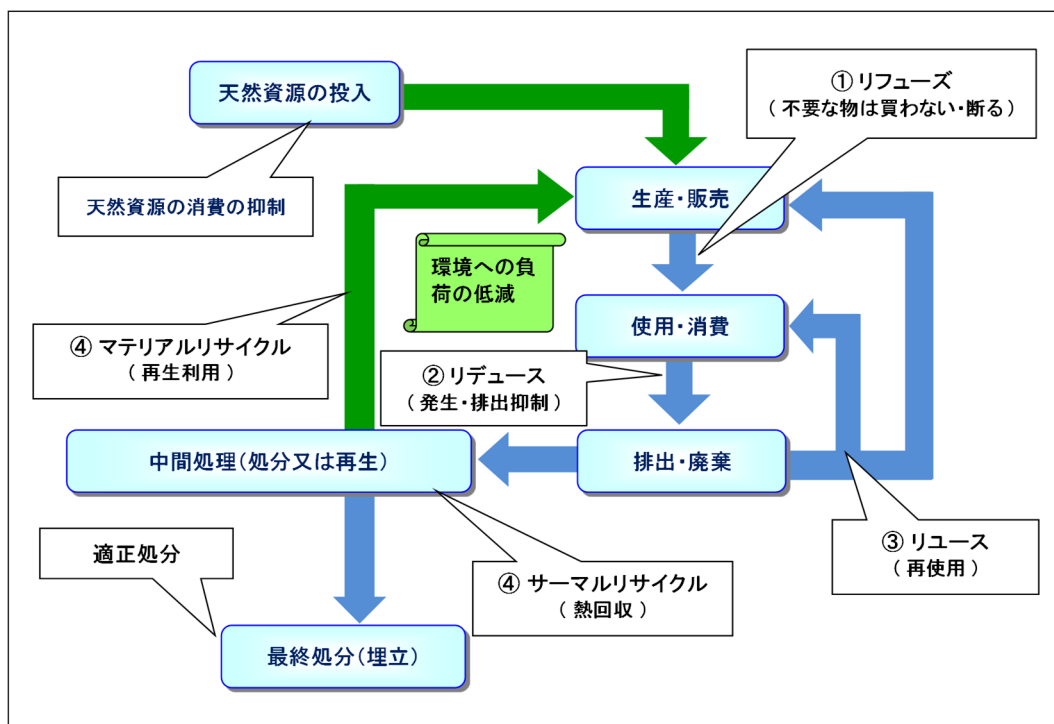


図1.1-1 循環型社会のイメージ

第2節 計画の位置づけ

1. 金武町一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という）」第6条第1項に基づいて策定するもので、「第5次金武町総合計画」に定める廃棄物対策のうち、一般廃棄物処理の将来像や基本目標を具体化・実行するための計画として、また、本町におけるごみ処理事業の最上位の計画となるものです。

なお、金武町一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物処理法施行規則第1条の3」の規定により、長期的視点に立って計画目標、施策等を設定した基本計画（本計画）と、施策や事業等の実施のため毎年度定める実施計画によって構成されています。金武町一般廃棄物処理基本計画については、一般廃棄物処理施設がある金武地区消防衛生組合との連携を図り計画を実施します。

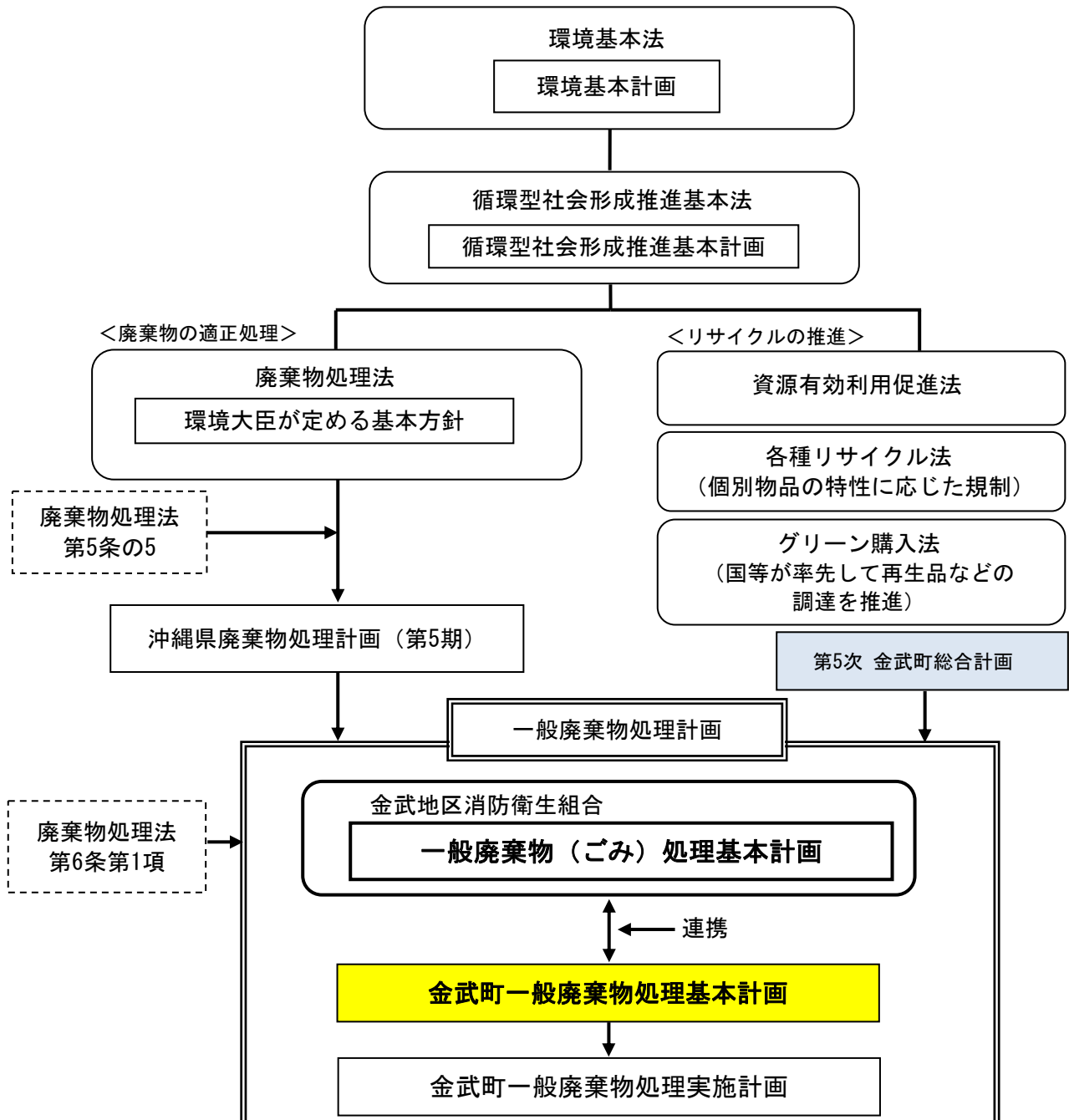


図1.2-1 金武町一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2. ごみの処理・リサイクルを巡る関連法の動向

ごみの適正処理、及びリサイクルの促進等に関連する法律の動向については、表1.2-1に示すとおりです。とりわけ、「循環型社会形成推進基本法」は、形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示し、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義するとともに、ごみ処理の優先順位【発生抑制（リデュース）→再使用（リユース）→再生利用（マテリアルリサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分】を初めて法定化するなど、その後のごみ処理行政や、ごみ処理基本計画等に方向性を与える重要な内容を有しています。

表1.2-1 ごみの処理・リサイクルを巡る関連法の概要とその動向

名称	概要	制定年度 (最終改正)
環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。	令和3年度改正 (平成5年度施行)
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。	平成24年度改正 (平成12年度施行)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定する。	平成29年度改正 (昭和45年度施行)
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	資源の有効物用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的とする。	令和5年度改正 (平成3年度施行)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	家庭等から出されるごみの大半を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。	平成23年度改正 (平成7年度施行)
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されている。	令和元年度改正 (平成10年度施行)
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。	令和2年改正 (平成12年度施行)
使用済小型電子機器等の再資源化に関する法律(小型家電リサイクル法)	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図る。	令和3年度改正 (平成24年度施行)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	国等が率先して、再生などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。	平成21年度改正 (平成12年度施行)
食品ロス削減推進法	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減について総合的に推進を図る。	令和元年10月施行
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック製品の製造メーカー等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定め、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組促進を図る。	令和3年6月施行

3. ごみ処理計画に関連する国及び沖縄県の動向

ごみ処理行政・処理計画等に関連する国及び沖縄県の動向については、以下に示すとおりです。

島嶼県である本県の地理的特性は、廃棄物の適正処理や効率的なリサイクルを推進する上で大きな制約となっており、環境への負荷の受容容量にも限りがあることから、廃棄物の排出を抑制し、再利用、再生利用のいわゆる3R（リデュース、リユース、リサイクル）によって減量化を促進し、最終処分量をできる限り低減することにより、持続可能な循環型社会の形成を図っていく必要があります。

また、ごみの適正処理では、家庭系・事業系食品ロスの削減、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の確保、廃棄物処理システムの地球温暖化対策の強化、万全な災害廃棄物処理体制の構築などがあげられます。

○ 国の動向（ごみ関連の計画及び基本方針等の改定）

- ・平成22年12月：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針
- ・平成24年 4月：第四次環境基本計画
- ・平成25年 5月：廃棄物処理施設整備計画
- ・平成25年 5月：第三次循環型社会形成推進基本計画
- ・平成25年 6月：ごみ処理基本計画策定指針
- ・平成26年 3月：災害廃棄物対策指針
- ・平成27年11月：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
- ・平成28年 1月：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針
- ・平成28年 9月：ごみ処理基本計画策定指針
- ・平成30年 3月：災害廃棄物対策指針
- ・平成30年 4月：第五次環境基本計画
- ・平成30年 6月：第四次循環型社会形成推進基本計画
- ・平成30年 6月：廃棄物処理施設整備計画
- ・令和元年 5月：プラスチック資源循環戦略の策定
- ・令和元年10月：食品ロスの削減の推進に関する法律の施行
- ・令和 3年 3月：グリーン購入法基本方針改正
- ・令和 5年 6月：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更

○ 沖縄県の動向（ごみ関連の計画）

- ・平成23年 3月：沖縄県廃棄物処理計画（第3期）
- ・平成25年 8月：第7期沖縄県分別収集促進計画
- ・平成28年 3月：沖縄県廃棄物処理計画（第4期）
- ・平成28年 8月：第8期沖縄県分別収集促進計画
- ・平成29年 3月：沖縄県災害廃棄物処理計画
- ・令和 3年12月：第9期沖縄県分別収集促進計画
- ・令和 4年 8月：第10期沖縄県分別収集促進計画
- ・令和 4年 3月：沖縄県廃棄物処理計画（第5期）
- ・令和 4年 3月：沖縄県食品ロス削減推進計画

第3節 計画の期間及び目標年度

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和15年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。また、関連計画（金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）の目標年度である令和10年度に中間目標年度を設定し、ごみの減量化・リサイクルの進展や計画に掲げる各種施策の進捗、事業内容等について中間評価を行います。

なお、その他、法改正や計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

表1.3-1 計画の期間・目標年度

項目	年度	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)	令和13年 (2031年)	令和14年 (2032年)	令和15年 (2033年)
本計画の期間				計画策定年度										
計画基準年度	●													
中間目標年度									●					
計画目標年度														●

第4節 計画の対象区域及び対象廃棄物

1. 計画の対象区域

計画対象区域は、金武町の行政区域内全域を対象とします。

2. 計画の対象廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、市町村の処理責任となっている一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を本計画の対象廃棄物とします。

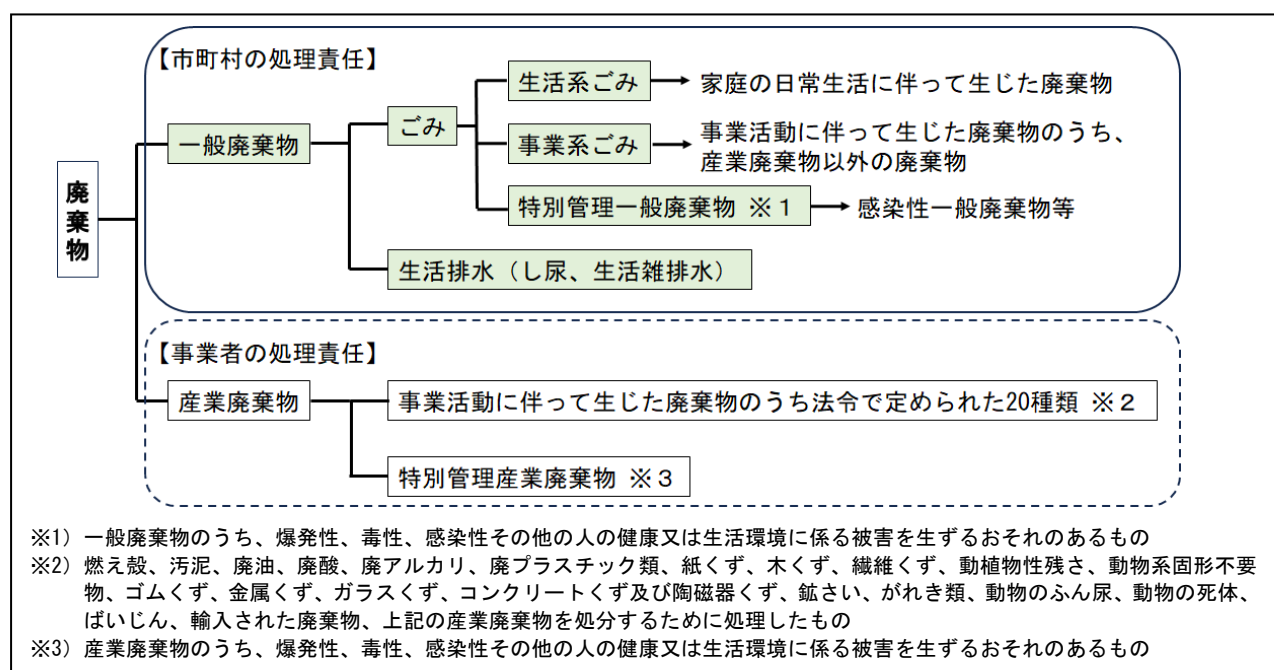


図1.4-1 計画の対象廃棄物

第2章 地域の概要と将来構想

第1節 地域の位置・地勢

1. 金武町の位置・地勢

金武町は、沖縄県のほぼ中央部東海岸側（北緯26度27分、東経127度56分）に位置し、東西12.75kmの広がりを持ち、総面積37.84km²を擁しています。本町の北東側は宜野座村、北西側は恩納村、南西側はうるま市と隣接し、南東部の金武湾を隔てて、うるま市の島々と対峙しており、本島東側における北部地域と中南部地域を結ぶ結接点となっています。また、海岸沿いには、国道329号が縦断し、山手には沖縄自動車道が南北に走っているほか、国道329号（東側）と国道58号（西側）を結ぶ県道104号線が横断しています。

本町の地形は、北側の恩納岳をはじめ、ティーチュ岳、ブートウ岳、ジャフン岳、屋嘉岳、石川岳の山々を擁し、全体的に南東に向かってゆるやかな台地丘陵地が広がり、海岸低地へと続いています。また、これらの山々を源とする7つの小河川が海岸線に向かって南北方向に流れ、谷筋を形成し地形に変化を与えています。これらの河川沿いには水田などの農地が広がり、田園風景を醸し出しています。

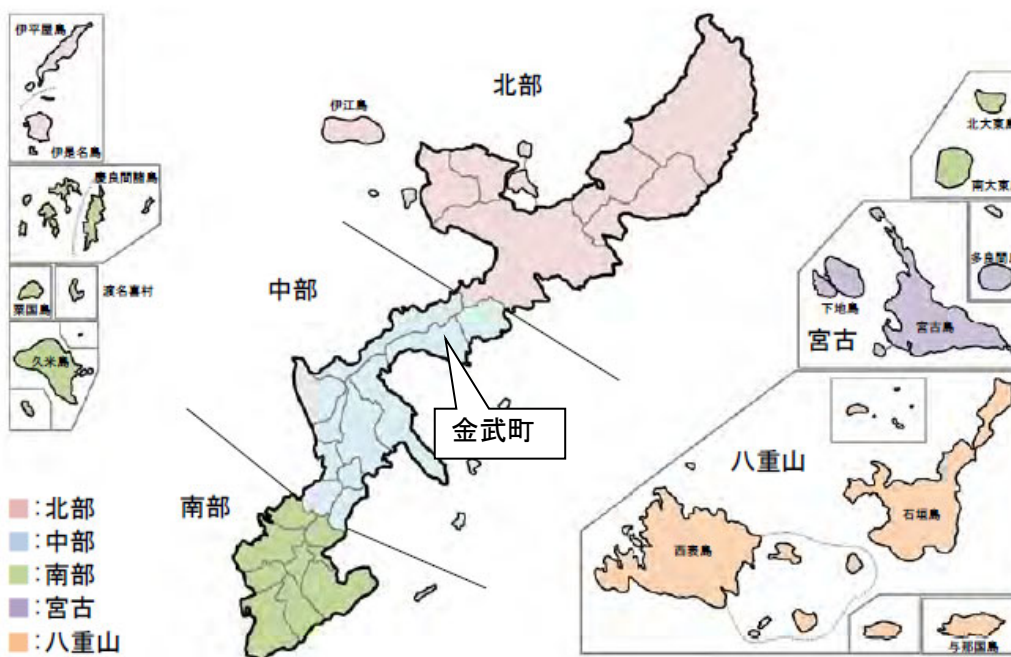


図2.1-1 金武町の位置図（沖縄県保健所管轄区域）

第2節 人口等の動態

1. 人口及び世帯数・世帯人員の推移

平成25年度から令和4年度までの行政区域内人口（総人口）、世帯数及び世帯当たりの人員（世帯人員）の推移は、表2.2-1、図2.2-1に示すとおりです。令和4年度の人口は、11,459人となります。

金武町の人口の推移をみると、増減はあるものの経年的にはほぼ横ばいで推移しています。一方、世帯数はそれを上回る勢いで増加（同：1.14%）していることから、世帯人員は減少する傾向（核家族化・単独世帯化）にあります。

表2.2-1 人口及び世帯数・世帯人員等の推移

年度	人口 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
H25	11,415	-	5,096	2.2
H26	11,477	0.54	5,150	2.2
H27	11,468	-0.08	5,187	2.2
H28	11,463	-0.04	5,242	2.2
H29	11,496	0.29	5,309	2.2
H30	11,572	0.66	5,359	2.2
R1	11,476	-0.83	5,415	2.1
R2	11,444	-0.28	5,470	2.1
R3	11,474	0.26	5,583	2.1
R4	11,459	-0.13	5,633	2.0

注) 人口は住民基本台帳より各年10月末人口

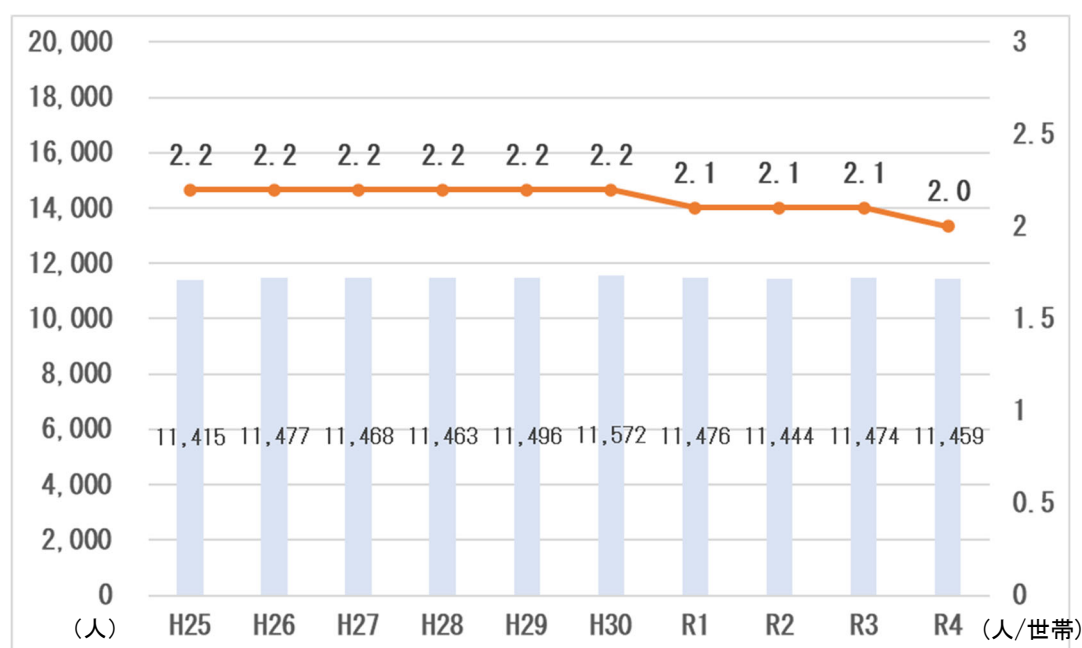


図2.2-1 人口及び世帯数・世帯人員等の推移

2. 年齢別人口の推移

国勢調査（総務省統計局：平成22年度～令和2年度）に基づく金武町の年齢3区分人口割合の推移をみると、平成22年以降、老年人口（65歳以上）が年少人口（14歳以下）を上回る勢いで増加しており、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。

平成22年に老年人口の割合が23.1%となり、超高齢社会（総人口に占める老年人口の割合が21%を超えた社会）を迎えています。

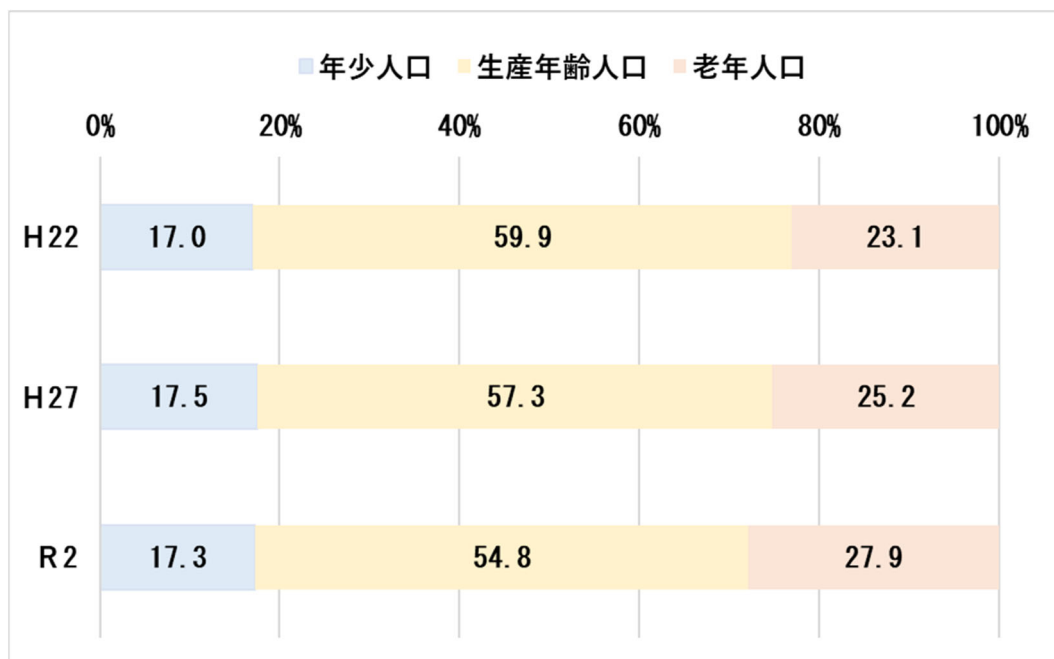


図2.2-2 年齢別人口割合の推移

引用：「沖縄統計年鑑」

第3節 産業の動向

1. 金武町の産業

国勢調査（総務省統計局：平成22年度～令和2年度）に基づく金武町の産業別（3類型）就業者数・構成比の推移は、表2.3-1、図2.3-1に示すとおりです。

令和2年度の産業別就業者の構成比をみると、第1次産業が9.0%、第2次産業が17.2%、第3次産業が73.8%となっています。

金武町においては、第3次産業の就業者数が最も高く、その構成比は年々増加している一方、第1次産業の構成比は減少傾向にあります。なお、第2次産業についても、就業者数、構成比ともに増加しています。

表2.3-1 産業別就業者数・構成比の推移

区分		第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
H22	就業者数（人）	570	725	3,059	4,354
	構成比（%）	13.1	16.7	70.2	100
H27	就業者数（人）	512	764	3,332	4,608
	構成比（%）	11.0	16.7	72.3	100
R2	就業者数（人）	417	793	3,404	4,614
	構成比（%）	9.0	17.2	73.8	100

注：第3次産業には「分類不能の産業」を含む
引用：「統計きん」（令和4年度版）

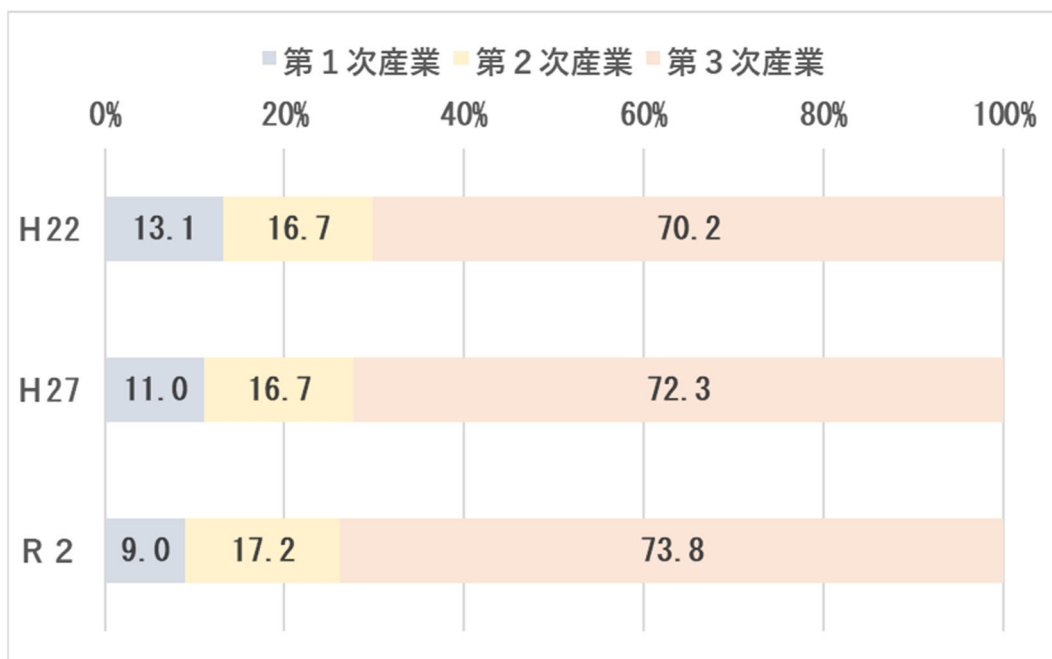


図2.3-1 産業別就業者構成比の推移

第4節 土地利用の状況

1. 金武町の土地利用状況

金武町の土地利用状況（沖縄統計年鑑 令和4年度）は、図2.4-1に示すとおりです。

地目別土地利用（総面積1,384ha）の割合については、その他を除くと畑が23.6%で最も多く、次いで宅地が11.1%、原野が4.9%、田が4.5%となっています。

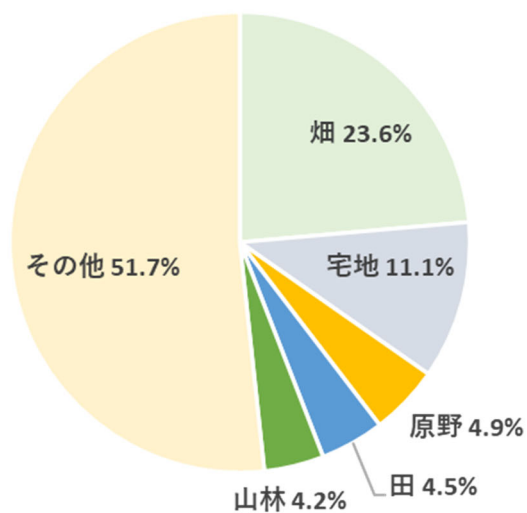


図2.4-1 地目別土地利用状況（金武町）

引用：「沖縄統計年鑑（令和4年度版）」

第5節 水環境

1. 指定河川及び河川について

金武町には、二級河川に指定されている億首川があり、億首川水系は、金武ダムの水源として利用されています。億首川及び金武町内の河川について図2.5-1に示します。

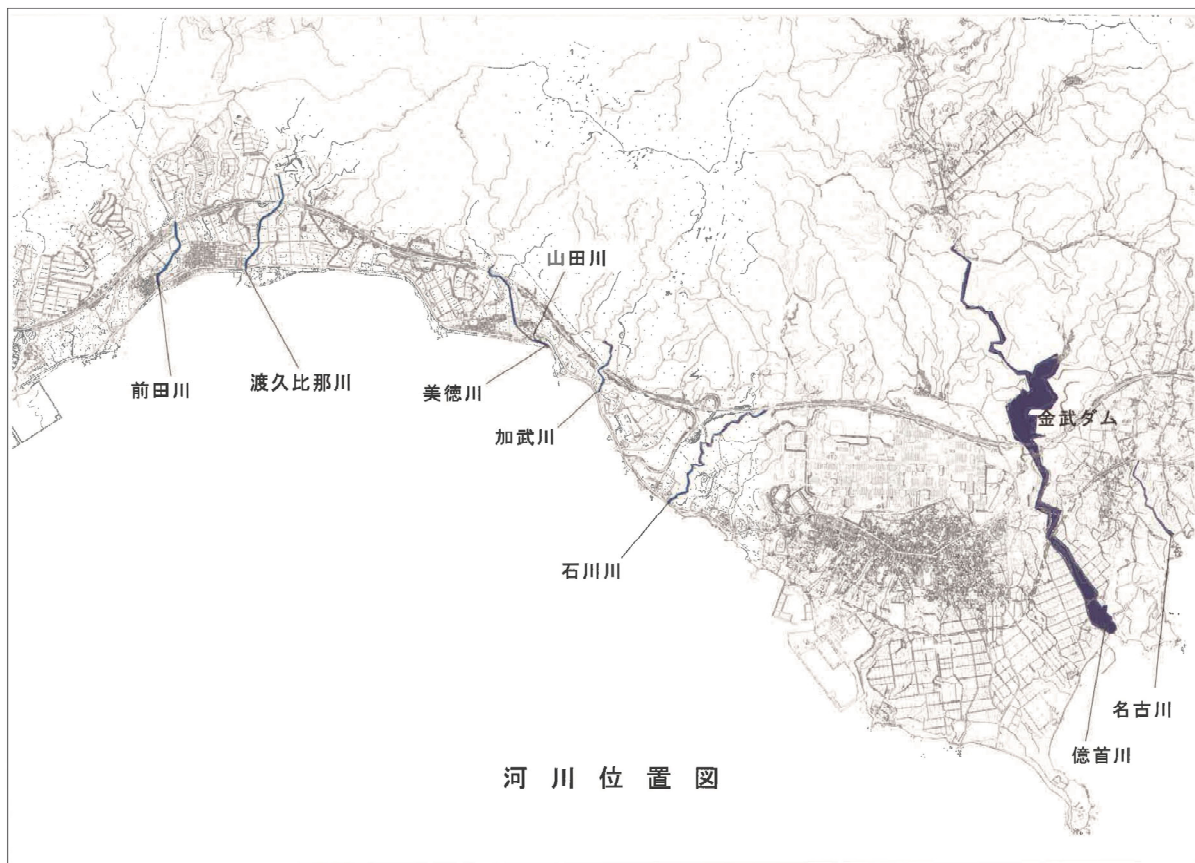


図2.5-1 指定河川（億首川）及び金武町内の河川の位置図

引用：統計さん（令和4年度版）

2. 水質測定結果

金武町内で実施されている公共用水域の水質測定結果について、表2.5-1に示しました。

億首川では金武ダムの開設に伴い平成26年度より沖縄県が水質測定を実施しています。

億首川は水質の類型指定区域ではないが、水質測定結果はA類型の基準値より低い値を示しています。

表2.5-1 水質測定結果

水系	採水地点	類型指定	BOD75%値 (mg/L)							
			H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
億首川	金武ダム	—	1.6	1.7	1.4	1.7	1.5	1.0	1.2	2.0

参考：「水質測定結果」（沖縄県）より作成

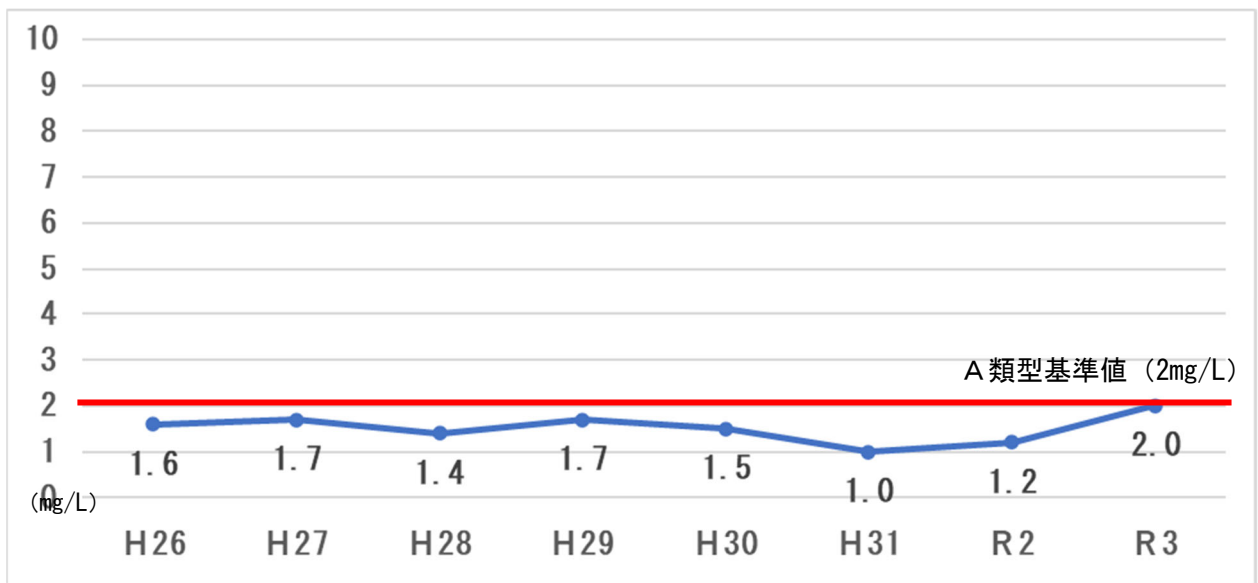


図2.5-2 水質測定結果 (BOD75%値) (億首川-金武ダム)

第6節 金武町の基本構想

金武町では、平成28年3月に「第5次金武町総合計画（平成28年度～37年度）」を策定しており、『みんなで築く 夢と希望がもてるまち』の実現を目指して、6つの基本目標を掲げ、それぞれの目標に沿った各種施策を展開しています。また、令和3年3月に策定した「第5次金武町総合計画 後期基本計画」において基本施策の見直しを行っています。

廃棄物処理関連については、基本目標4「安心して 暮らせるまちづくり ―環境衛生・防災対策の推進―」に位置づけられ、3つの基本施策をもとに進められています。

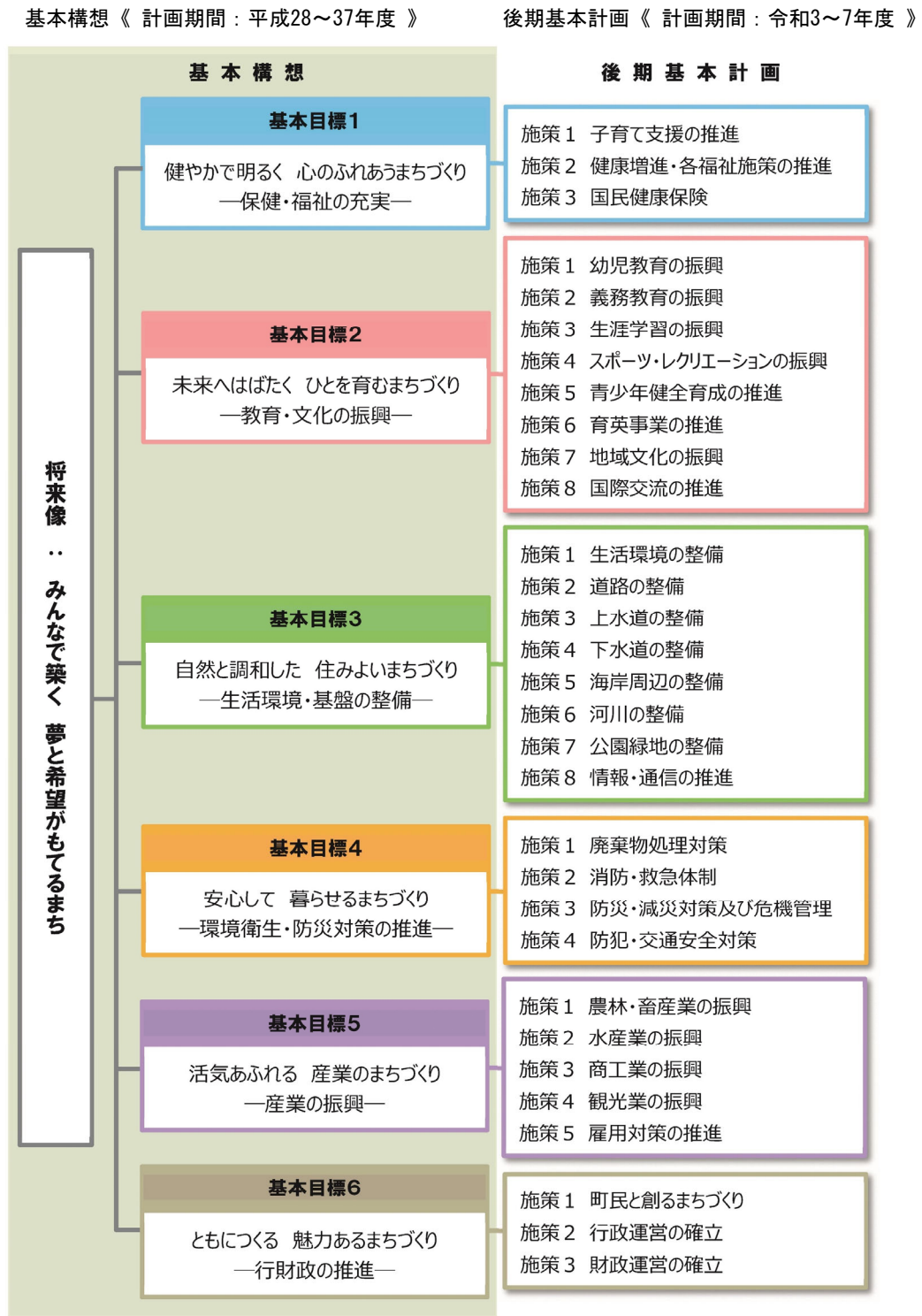


図2.6-1 第5次金武町総合計画における町の将来像と基本目標

「第5次金武町総合計画【後期基本計画】（令和3～7年度）」に示された廃棄物処理対策に関する課題や、目的及び基本方針・基本施策については、以下のとおりです。

目的 **ごみの減量化・資源化を推進する。**

施策の基本方針

- ごみ焼却施設が完成し、今後は最終処分場の整備を積極的に推進する。
- 分別収集の推進強化と啓発によるごみの減量化・資源化を推進する。
- 町民の理解と意識の高揚を図り、環境保全に配慮した廃棄物処理対策に努める。

成果指標

施策項目	指標項目	現状値 (令和2年度)	目標値 の方向	目標値 (令和7年度)
ごみの減量化・資源化	町民一人当たり1日のごみ排出量	870g	➡	827 g
	リサイクル率	10.1%	➡	10.4%

施策の推進

(1) ごみ処理体制の確立

- ①新焼却施設が完成し、今後は最終処分場の整備を推進するとともに、ごみの処理体制の確立を図る。

(2) ごみの減量化・資源化

- ①循環型社会づくりに対する町民や企業の意識啓発を図り、ごみの排出抑制や再利用・再資源化を推奨し、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみなどの3種分別を強化する。

(3) 環境美化意識の高揚促進

- ①不法投棄防止環境パトロールの強化を図り、関係機関との連携を強化しながら不法投棄防止の呼びかけを強化する。
- ②町民を対象に環境保全に対する意識啓発に努める。



これまでの振り返りと課題

- 金武町のごみ処理業務は、分別された後のごみを町所有のごみ収集車2台で町内を巡回し、もやせないごみは週1回、もやせるごみは週2回、資源ごみ（ペットボトル、古紙類）は月2回収集している。
- もやせるごみ及びもやせないごみは金武地区清掃センター（焼却能力32t/日）で焼却し、粗大ごみについては基本的には各家庭において金武町ごみ処理場へ搬入処理するものの、搬入できない家庭については町委託業者が連絡を受けて収集処理をしている。
- 平成23年10月に指定ごみ袋制を導入し、現在ごみの排出量は大幅な減少傾向にある。
- 今後ともさらなる資源ごみの分別化を推進し、もやせるごみを減量化していくことが必要である。

第3章 ごみ処理・処分の現状と課題

第1節 ごみ処理・処分の現状

1. 処理主体

ごみ処理に関する実施主体について、収集・運搬及び中間処理の一部は、金武町が行っており、中間処理及び最終処分は、金武地区消防衛生組合が主体となって実施しています。

表3.1-1 ごみの処理主体

区分	収集・運搬	中間処理	最終処分
処理主体	金武町	金武地区消防衛生組合 金武町	金武地区消防衛生組合

2. ごみ処理フロー

ごみ処理の流れ（ごみ処理フロー）は以下のとおりです。

もやせるごみは、金武地区清掃センター（ごみ焼却処理施設）で焼却処理し、焼却残渣については、業者へ委託し、埋立処分や再生資源化を行う計画です。

もやせないごみのうち、カン類、その他の金属類は、金武地区清掃センター（不燃物資源化施設）で破碎・選別・圧縮し、鉄・アルミは資源化を行い、不燃残渣は、焼却残渣と同様に民間処理業者へ委託して埋立処分もしくは再資源化を行っています。また、ビン・ガラス類と資源ごみは、ストックヤードに一時保管の後、カレット類、ペットボトル類、古紙類は、再生資源化業者によって資源化されています。

粗大ごみについては、金武地区清掃センターで中間処理を行い、焼却残渣、不燃残渣は新最終処分場、資源化物については埋立、もしくは資源化業者に委託し再資源化を行います。

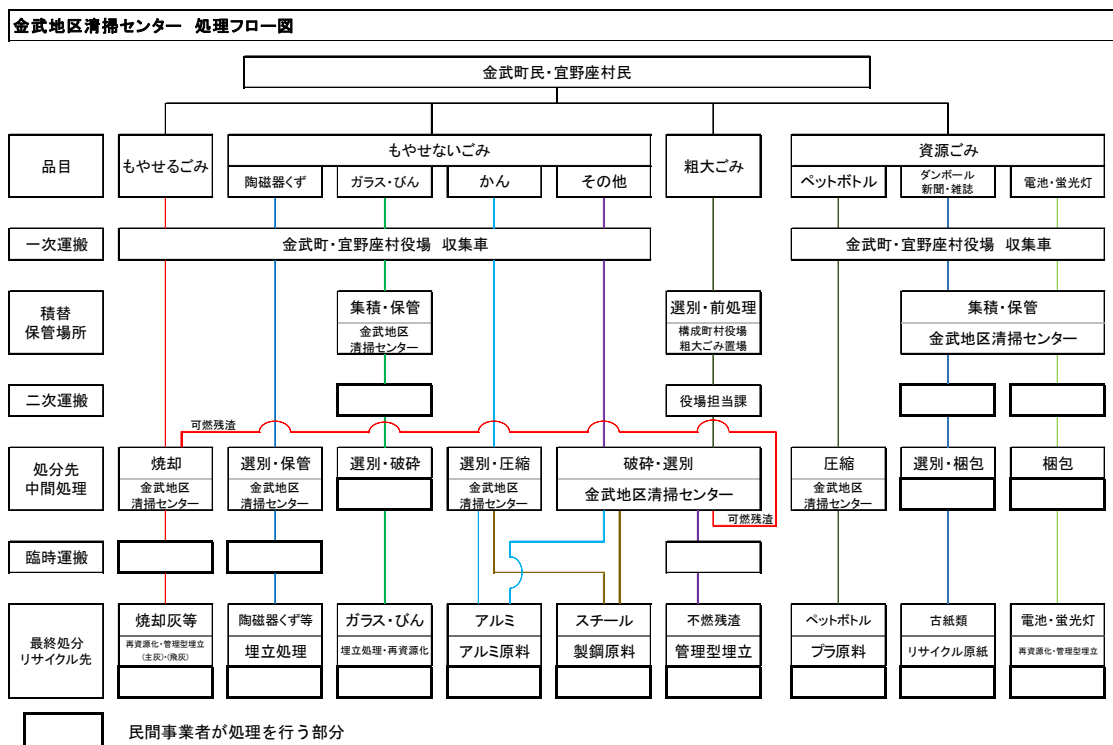


図3.1-1 現状のごみ処理の流れ（ごみ処理フロー）

引用：金武地区清掃センター ごみ処理の概要（令和4年度）

3. ごみの分別区分・排出方法・収集頻度

ごみの分別区分・排出方法・収集頻度については、表3.1-2に示すとおりです。

(1) 分別区分

ごみの分別区分は、「もやせるごみ」「もやせないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の4種類分別となっています。

(2) 排出方法

排出方法については、もやせるごみ、資源ごみのペットボトル類は指定袋による排出としており、古紙類は、紙紐で十字に縛るよう指導しています。もやせないごみは、カゴ等（指定なし）で排出し、収集員がその場で収集車両に移し替える方式を採用しています。

なお、粗大ごみについては、収集・運搬は行っていないため、住民が事前に処理券を購入し、各町村の粗大ごみ置場（一時仮置場）に自己搬入しています。

(3) 収集頻度

収集頻度は、もやせるごみが2回/週、もやせないごみが1回/週、資源ごみが2回/月となっています。

表3.1-2 金武町の分別区分・排出方法・収集頻度

分別区分	ごみの種類	排出方法	収集頻度
もやせるごみ	生ごみ、プラスチック類、食用油、紙くず、草木類、その他（衣類、革類、ゴム類、靴類等）	指定ごみ袋	2回/週
もやせないごみ	カン類（陶磁器類、金属類、スプレー缶、包丁等） ビン・ガラス類（飲料用ビン・化粧品のビン、ガラスコップなどの食器）	ビン・ガラス類とカン類に分けて、かご等に入れて出す	1回/週
資源ごみ	ペットボトル類（飲料用・調味料用）	透明なビニール袋（H30～）	2回/月
	古紙類（新聞紙・チラシ、ダンボール、紙パック、その他の紙類）	紙紐で十字に縛る	
	電池・照明類（乾電池、電球、蛍光灯）	かご等に入れて出す	
粗大ごみ	大型家具等（タンス・椅子・棚・ベッド・机・畳・流し台・ストーブ・ガスコンロ・石油コンロ等）、小型家具（ラジオ・炊飯器・トースター・ステレオ・扇風機等）、自転車・三輪車	申込み制（有料）	自己搬入

4. ごみ排出量の現状

平成27年度～令和3年度におけるごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。

① ごみ総排出量（生活系ごみ＋事業系ごみ）の実績

令和3年度のごみ総排出量は4,354tとなり、増加傾向にあります。

平成27年度からのごみ総排出量の内訳をみると、生活系ごみは2,413tから2,898t、事業系ごみは1,254tから1,456tと増減を繰り返す傾向にあります。

1人1日当たりごみ総排出量は増加傾向にあり、令和3年度は1,040gとなっています。

② 生活系ごみ排出量の実績

令和3年度の生活系ごみ排出量は2,898tで、その約80%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は増加傾向にあり、令和3年度は692gとなっています。

また、1人1日当たり家庭ごみ排出量についても増加傾向にあり、令和3年度は622gとなっています。

③ 事業系ごみ排出量の実績

令和3年度の事業系ごみ排出量は1,456t、その約90%をもやせるごみが占めています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、平成27年度以降、増減を繰り返し、令和3年度では348gとなっています。

表3.1-3 ごみ排出量の実績

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口		人	11,468	11,463	11,496	11,572	11,476	11,444	11,474
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	2,096	2,211	2,176	2,343	2,237	2,320	2,317
	もやせないごみ	t/年	35	36	136	92	88	91	87
	資源ごみ	t/年	243	282	102	220	227	276	293
	粗大ごみ	t/年	39	64	67	76	80	148	201
	計	t/年	2,413	2,593	2,481	2,731	2,632	2,835	2,898
	家庭ごみ※	t/年	2,170	2,311	2,379	2,511	2,405	2,559	2,605
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,111	1,141	1,268	1,163	1,280	1,141	1,304
	もやせないごみ	t/年	12	18	75	38	41	22	34
	資源ごみ	t/年	131	115	54	97	109	127	118
	計	t/年	1,254	1,272	1,394	1,298	1,430	1,290	1,456
ごみ総排出量		t/年	3,667	3,865	3,875	4,029	4,062	4,125	4,354
1人1日当たりごみ排出量		g/人・日	876	924	923	954	970	988	1,040
1人1日当たり生活系ごみ排出量		g/人・日	576	620	591	647	628	679	692
1人1日当たり家庭ごみ排出量		g/人・日	518	552	567	594	574	613	622
1人1日当たり事業系ごみ排出量		g/人・日	300	304	332	307	341	309	348

※家庭ごみは、資源ごみを除く、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみの合計

注1：網掛け部分については実績値を把握していないため、沖縄県平均（粗大ごみ1人/1日排出量）×人口を用いて推計した

注2：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

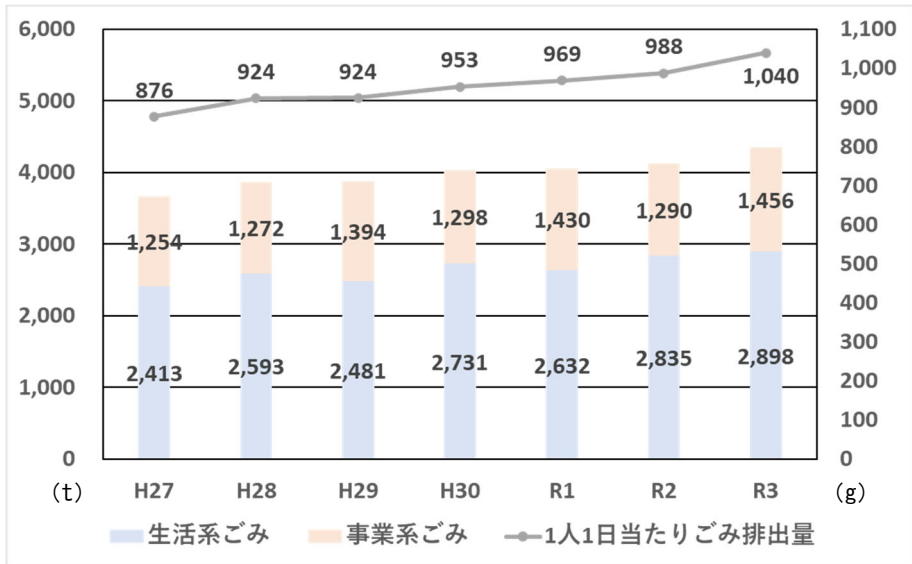


図3.1-2 ごみ総排出量の実績

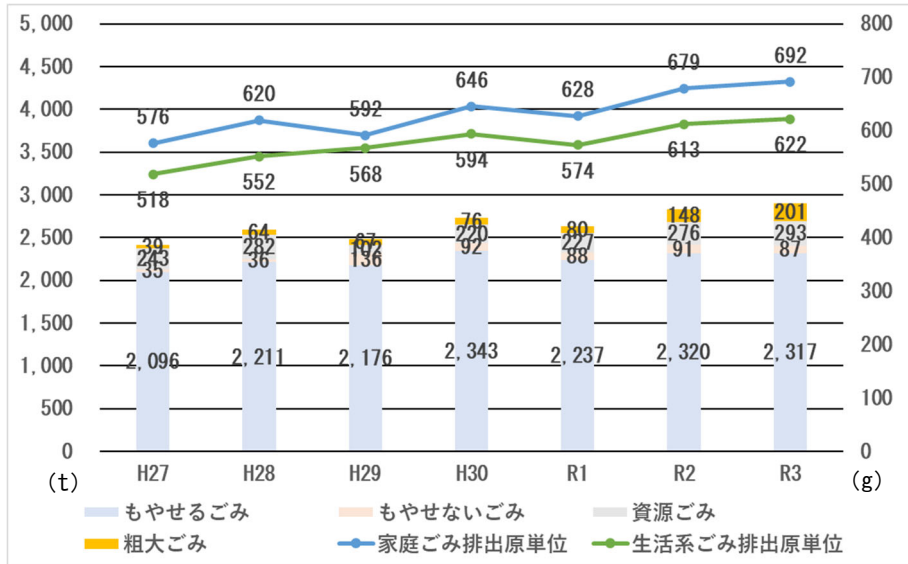


図3.1-3 生活系ごみ排出量の実績

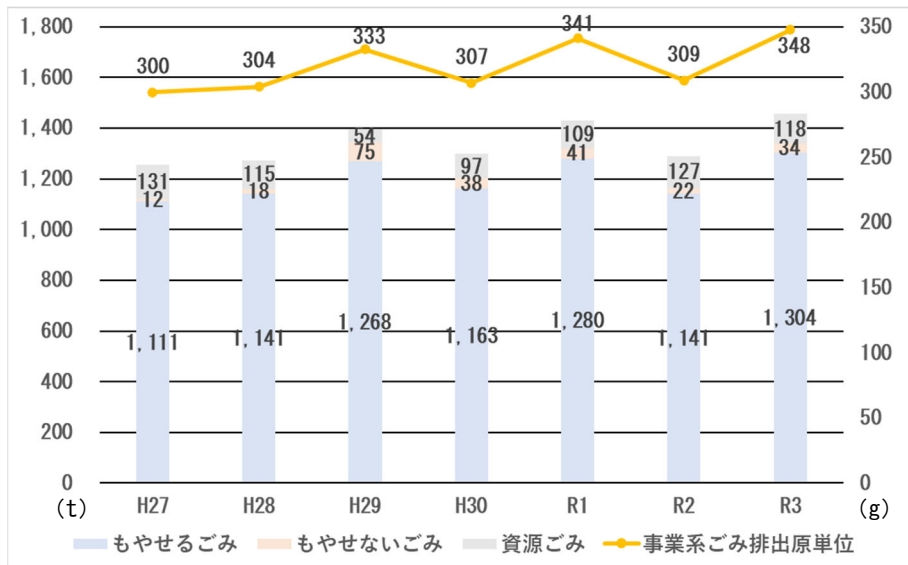


図3.1-4 事業系ごみ排出量の実績

5. ごみ質・ごみ組成の現状

平成29年度以降、もやせるごみのごみ質分析結果は、表3.1-4、図3.1-5に示すとおりです。

過去5年間の平均でみると、ごみ種類組成（乾ベース）は、紙類が全体の約半分の50%を占め最も多く、次いでビニール・合成樹脂類が30.8%、厨芥類が8.8%、木・竹・ワラ類が6.2%等となっています。

また、ごみの三成分は、可燃分が52.1%で半分以上を占めており、低位発熱量では、10,152kJ/kgとなっています。

表3.1-4 もやせるごみのごみ質分析結果

区 分		単位	H29年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
種類組成	紙・布類	%	51.8	56.5	55.9	39.8	46.2	50.0
	ビニール・合成樹脂類	%	28.4	27.3	30.1	36.0	32.4	30.8
	木・竹・ワラ類	%	5.9	5.2	3.6	10.6	5.4	6.2
	厨芥類	%	10.5	9.3	6.2	6.3	11.9	8.8
	不燃物	%	1.7	0.9	1.3	4.3	2.6	2.2
	その他	%	1.8	0.8	2.9	3.0	1.6	2.0
単位容積重量		kg/m ³	99	105.5	100.7	108.8	104.7	103.7
三成分	水分	%	35.7	46.8	35.9	41.0	44.2	40.7
	可燃分	%	56.3	47.7	56.5	51.4	48.7	52.1
	灰分	%	8.0	5.5	7.6	7.6	7.1	7.2
低位発熱量(実測値)		KJ/kg	11,220	9,193	10,800	10,398	9,147	10,152

注：数値は小数点第2位以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

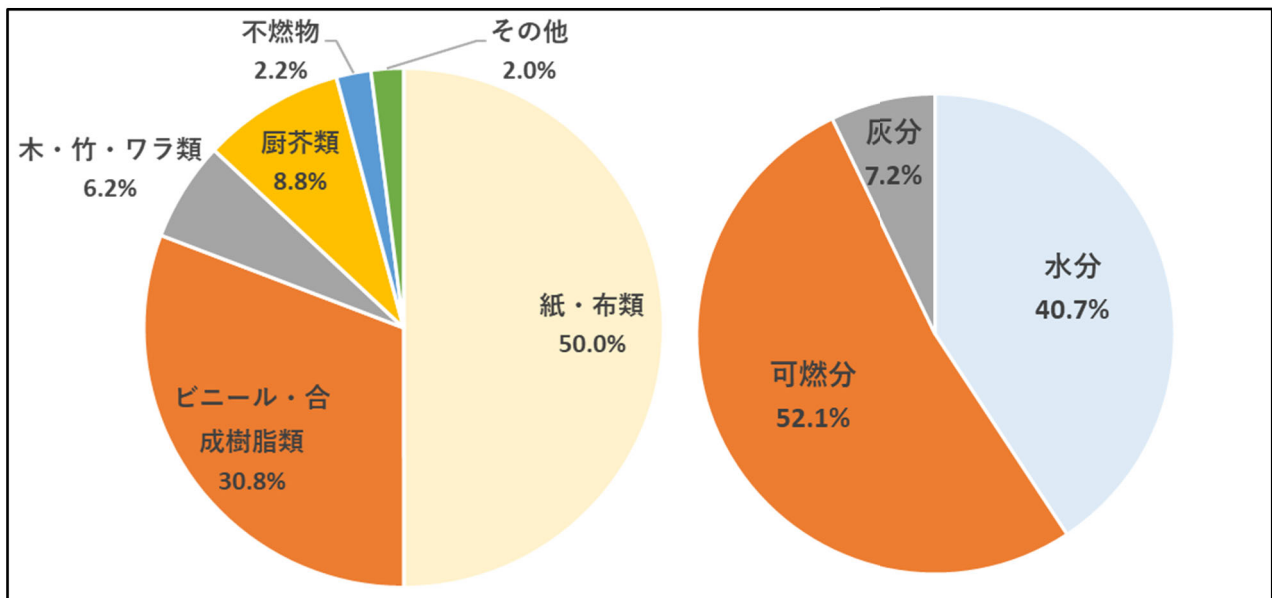


図3.1-5 ごみの種類組成及び三成分（平成29年度～令和4年度平均）

6. ごみ処理・処分量の実績

金武町における平成27年度～令和3年度のごみ処理・処分量の実績は、表3.1-5～7、図3.1-6～7、及び以下に示すとおりです。

(1) 焼却処理量の実績

もやせるごみの年間焼却量は、平成27年度以降は増加傾向にあり、令和3年度には3,621tとなりました。

焼却残渣（灰分や未燃分等の燃え残り）率は、これまで増減はあるものの10%前後で推移していましたが、令和2年度より新焼却施設が稼働した影響で令和2年度は焼却残渣率が減少し、令和3年度には7.0%となりました。

表3.1-5 焼却処理量の実績

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
直接焼却量	t/年	3,207	3,352	3,444	3,506	3,517	3,462	3,621
焼却残渣	t/年	321	324	379	349	339	132	252
焼却残渣率	%	10.0	9.7	11.0	10.0	9.6	3.8	7.0

注：焼却残渣率＝焼却残渣÷直接焼却量×100

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

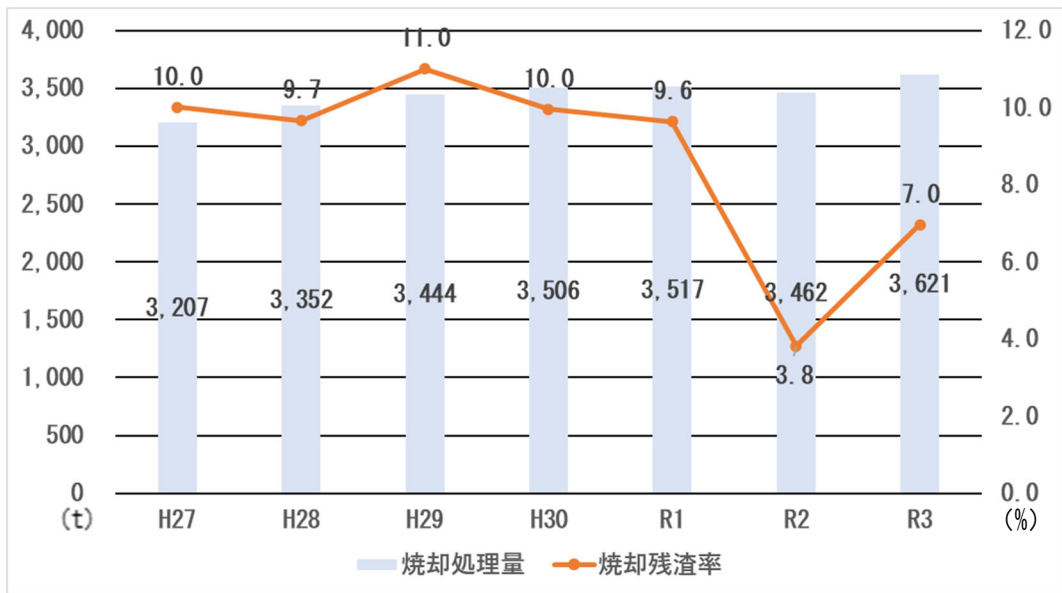


図3.1-6 焼却処理量の実績

(2) 資源ごみ回収及び不燃物処理量の実績

不燃物（もやせないごみ）の処理量は、増減を繰り返しています。令和3年度は121tとなっています。ペットボトル、古紙類等の資源ごみ回収量は、増減を繰り返しています。令和3年度は411tとなっています。

一方、再資源化量の内訳として、紙類と紙パック、紙製容器包装を合計した紙類、ペットボトルの再資源化量が増加しており、ガラス類はほぼ一定の処理量となっています。令和2年度より、新施設（中間処理施設）の稼働により、焼却灰の再資源化が始まり、リサイクル率の増加が進んでいます。

表3.1-6(1) 資源ごみ回収量及び不燃物処理量の実績

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量	t/年	3,667	3,865	3,875	4,029	4,062	4,125	4,354	
不燃ごみ回収量	t/年	47	54	211	130	129	113	121	
資源ごみ回収量	t/年	374	397	156	317	336	403	411	
資源化量内訳	紙類（紙類、紙パック、紙製容器包装）	t/年	127	126	107	125	155	228	217
	金属類	t/年	82	82	86	73	68	59	96
	ガラス類	t/年	121	133	125	136	127	99	114
	ペットボトル	t/年	39	45	44	49	49	54	55
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	肥料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	熔融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	焼却灰・飛灰のセメント化	t/年	0	0	0	0	0	264	217
	セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	0	0	0	0	0	0	0
その他	t/年	6	4	0	0	0	0	5	
資源化量	t/年	375	390	362	383	399	704	704	
リサイクル率	%	10.2	10.1	9.3	9.5	9.8	17.1	16.2	

注1：リサイクル率（%）＝再資源化量/ごみ総排出量×100

注2：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

表3. 1-6(2) 資源ごみ回収量及び不燃物処理量の実績（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量		t/年	3,667	3,865	3,875	4,029	4,062	4,125	4,354
不燃ごみ回収量		t/年	47	54	211	130	129	113	121
資源ごみ回収量		t/年	374	397	156	317	336	403	411
資源 化 量 内 訳	紙類（紙類、紙パック、紙製容器包装）	t/年	127	126	107	125	155	228	217
	金属類	t/年	82	82	86	73	68	59	96
	ガラス類	t/年	121	133	125	136	127	99	114
	ペットボトル	t/年	39	45	44	49	49	54	55
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	布類	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	肥料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飼料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	熔融スラグ	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	固形燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	燃料	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	焼却灰・飛灰のセメント化	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0	0	0	0
廃食用油	t/年	0	0	0	0	0	0	0	
その他	t/年	6	4	0	0	0	0	5	
資源化量		t/年	375	390	362	383	399	440	487
リサイクル率		%	10.2	10.1	9.3	9.5	9.8	10.7	11.2

注1：網掛け部分の焼却灰・飛灰のセメント化を0とした値を求めた

注2：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

(3) 最終処分量の実績

最終処分量（焼却残渣＋不燃残渣）は、令和元年度までは増減を繰り返していましたが、新焼却施設の稼働に伴い、減少傾向となっています。

これを最終処分率でみると、令和3年度は5.9%で平成27年度（10.0%）に対しては4.1ポイントの減少となっています。

表3.1-7(1) 最終処分量の実績

区分		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量		t/年	3,667	3,865	3,875	4,029	4,062	4,125	4,354
最終処分量	焼却残渣	t/年	321	324	379	349	339	132	252
	不燃残渣	t/年	46	0	0	55	57	9	7
	計	t/年	367	324	379	404	396	141	259
最終処分率		%	10.0	8.4	9.8	10.0	9.7	3.4	5.9

注1：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

注2：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

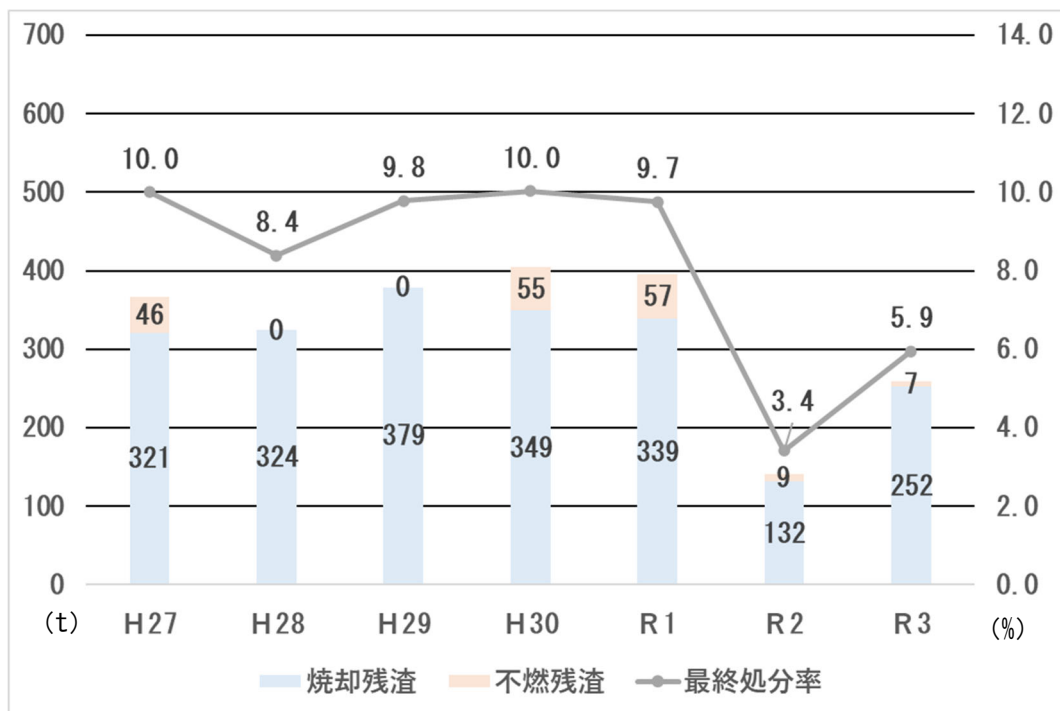


図3.1-7(1) 最終処分量の実績

表3.1-7(2) 最終処分量の実績（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

区分	単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
ごみ総排出量	t/年	3,667	3,865	3,875	4,029	4,062	4,125	4,354	
最終処分量	焼却残渣	t/年	321	324	379	349	339	396	469
	不燃残渣	t/年	46	0	0	55	57	9	7
	計	t/年	367	324	379	404	396	405	476
最終処分率	%	10.0	8.4	9.8	10.0	9.7	9.8	10.9	

注1：最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

注2：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

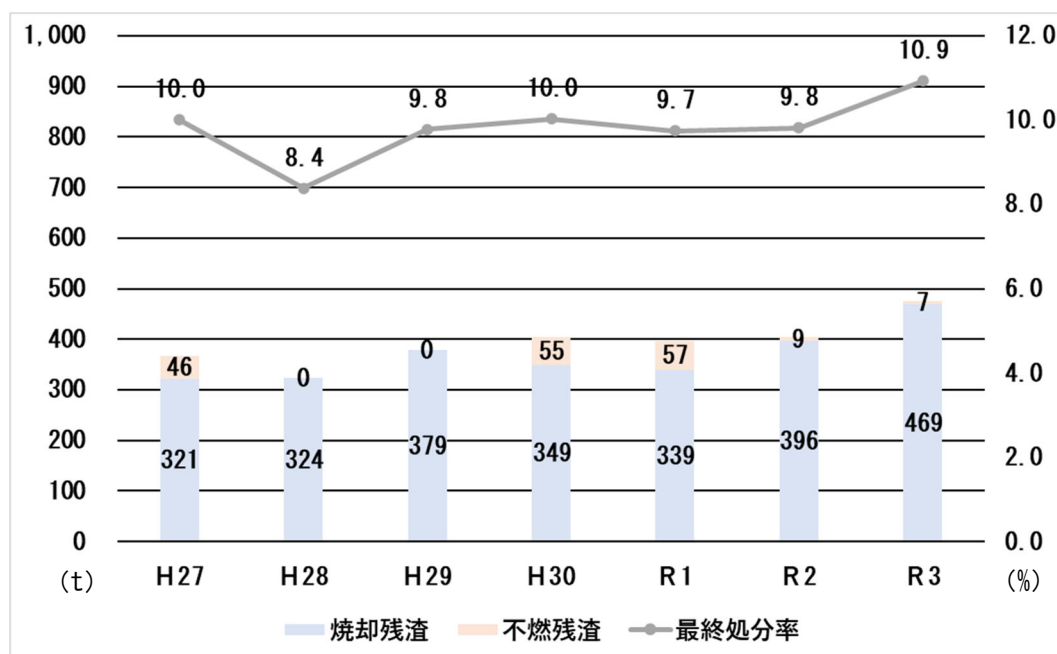


図3.1-7(2) 最終処分量の実績（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

第2節 収集・運搬体制の現状

1. 収集区域

金武町では、行政区域の全域を収集対象としています。なお、金武町では自家処理人口は無く、収集率は100%となっています。

2. 収集方式

金武町では、もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみは、戸別収集方式を採用しています。粗大ごみについては、申込み制（有料）により粗大ごみ置き場へ自己搬入されています。

3. 収集・運搬体制

金武町におけるごみ収集・運搬の委託・許可件数は、表3.2-1に示すとおりです。また、収集・運搬機材の整備状況については、表3.2-2に示すとおりです。

表3.2-1 収集・運搬に係る委託・許可件数

(令和4年3月末現在)

区分		委託	許可
金武町	収集運搬	3	18
	中間処理	0	0
	最終処分	0	0
	合計	3	18

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）（令和5年4月）

表3.2-2 収集・運搬機材の整備状況

(令和4年3月末現在)

区分		直営分		委託業者分		許可業者分	
		台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)
金武町	収集車	2	5	5	10	77	254
	運搬車（収集運搬部門）	0	0	0	0	0	0
	運搬車（中間処理部門）	0	0	0	0	0	0
	合計	2	5	5	10	77	254

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）（令和5年4月）

第3節 中間処理及び最終処分体制の現状

1. 中間処理施設の概要

ごみの中間処理は、金武地区消防衛生組合が管理・運営する金武地区清掃センターで実施しています。

金武地区清掃センターには、ごみ焼却処理施設とリサイクル施設が設置されており、もやせるごみの焼却処理と、燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみの破碎・選別・圧縮処理を行っています。それぞれの施設概要については、以下に示すとおりです。

(1) 焼却処理施設

焼却処理施設は、令和2年8月竣工の機械式バッチ燃焼方式で、処理能力は32t/日（16t/8h×2基）を有しています。

施設では、ばいじん及びダイオキシン類を捕集する高性能のろ過式集じんを行います。捕集されたばいじんからの重金属の溶出を防止し、安定化処理を行う飛灰処理施設、処理に伴い排出される汚水を処理する排水処理設備、ごみピットから発生する悪臭を燃焼用空気として送り込み悪臭源を高温で分解する設備などを備えています。

- ・所在地： 沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1988番地332
- ・敷地面積： 11,203m²
- ・計画処理能力： 32t/日（16t/8h×2基）
- ・処理方式： 機械化バッチ燃焼方式
- ・炉形式： ストーカ式焼却炉
- ・余熱利用設備： 給湯用温水設備
- ・灰処理設備： なし
- ・着工～竣工： 平成29年3月～令和2年8月
- ・稼働開始年月： 令和2年9月

(2) リサイクル施設

リサイクル施設は、焼却処理施設に併設の破碎・選別・圧縮設備で、処理能力は6.3t/5hとなり、もえないごみ・粗大ごみについては、前処理破碎、破碎、選別を行います。缶類については、危険物除去を行った後にアルミ缶・スチール缶に選別、それぞれ圧縮・形成を行います。ペットボトルについては、危険物除去を行った後に圧縮梱包を行います。

- ・破碎・選別・圧縮設備の処理能力： 6.3t/5h



図3.3-1 金武地区清掃センターの外観

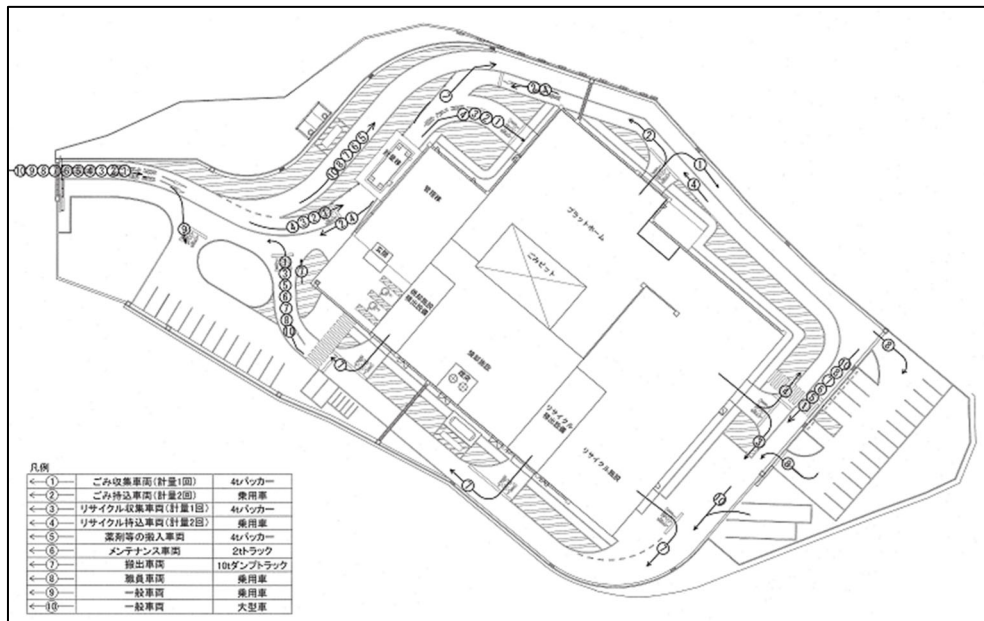


図3.3-2 金武地区清掃センターの施設配置図

2. 最終処分場の概要

最終処分については、民間処分業者および近隣自治体へ委託し、埋め立て処分を行っています。

第4節 ごみ処理経費

平成27年度～令和3年度のごみ処理経費（建設改良費は含まない）の実績は、以下に示すとおりです。

ごみ処理経費は令和2年度の新中間処理施設（焼却施設、リサイクル施設）の稼働に伴い増加傾向にあり、令和3年度では、総額2億877万円となっており、その内訳をみると、組合負担金、その他委託費が全体の84%を占める結果となっています。

また、ごみ処理経費を人口・世帯数でみると、令和3年度は1人当たり18,195円、1世帯当たりでは37,395円となっています。

表3.4-1 ごみ処理経費の実績

区分	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
総人口	人	11,468	11,463	11,496	11,572	11,476	11,444	11,474	
世帯数	世帯	5,187	5,242	5,309	5,359	5,415	5,470	5,583	
処理・維持管理費	人件費	千円	20,318	9,207	8,614	8,612	8,814	7,563	7,760
	一般職	千円	20,318	9,207	8,614	8,612	8,814	7,563	7,760
	収集運搬	千円	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理	千円	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分	千円	0	0	0	0	0	0	0
	処理費	千円	36,736	2,928	812	1,146	1,269	1,845	1,817
	収集運搬費	千円	0	2,928	812	1,146	1,269	1,845	1,817
	中間処理費	千円	36,736	0	0	0	0	0	0
	最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0	0
	車両等購入費	千円	0	14,213	0	0	0	0	0
	委託費	千円	87,646	77,230	74,704	76,334	65,356	57,782	56,705
	収集運搬費	千円	0	21,336	22,200	22,225	22,308	22,923	22,923
	中間処理費	千円	28,105	0	0	0	0	0	0
	最終処分費	千円	18,608	0	0	0	0	0	0
	その他	千円	40,933	55,894	52,504	54,109	43,048	34,859	33,782
	組合負担金	千円	65,713	81,655	66,591	81,188	83,519	121,775	142,492
	調査研究費	千円	3,543	0	0	0	0	0	0
合計	千円	213,956	185,233	150,721	167,280	158,958	188,965	208,774	
1人当たり処理経費	円/人	18,657	16,159	13,111	14,456	13,851	16,512	18,195	
1世帯当たり処理経費	円/世帯	41,249	35,336	28,390	31,215	29,355	34,546	37,395	

引用：「一般廃棄物処理実態調査」（環境省）

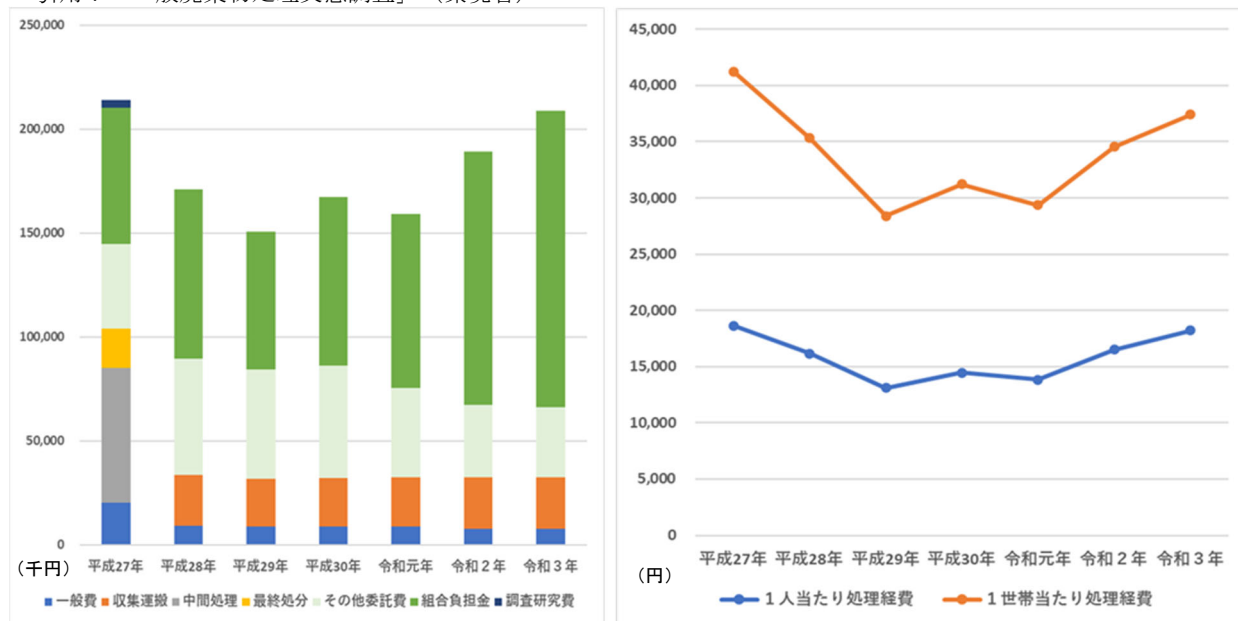


図3.4-1 ごみ処理経費の実績

第5節 ごみ処理システムによる評価

1. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析について

環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を活用して、金武町における廃棄物処理システムの分析・評価を行いました。この手法は、自治体の廃棄物処理システムを客観的に評価（類似市町村間での比較）するもので、下表のような標準的な評価項目が示されています。

表3.5-1 標準的な評価項目の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 (or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

出典：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実績版）

なお、類似市町村の抽出に当たっては、都市形態、人口規模、産業構造など、総務省の「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型を用いています。

類似市町村の抽出方法

ステップ1	都市形態	①政令指定都市（人口、産業構造による分類無し） ②特別区（人口、産業構造による分類無し） ③中核市（人口、産業構造による分類無し） ④特例市（人口、産業構造による分類無し） ⑤都市 ⑥町村
↓		
ステップ2	人口規模	⑤都市（50,000未満、50,000～100,000、100,000～150,000、150,000以上） ⑥町村（5,000未満、5,000～10,000、10,000～15,000、15,000～20,000、20,000以上）
↓		
ステップ3	産業構造	⑤都市（第2次産業人口、第3次産業人口の比率で分類） ⑥町村（第2次産業人口、第3次産業人口の比率で分類）
↓		
類似市町村の抽出		

出典：総務省「類似団体別市町村財政指数表」の類型を用いて類型化。

2. 市町村一般廃棄物処理システム比較分析結果

一般廃棄物処理システムについて、全国の類似市町村と比較した結果を以下に示します。

レーダーチャートの数値は、類似市町村と比較した各評価項目を偏差値で示したもので、いずれも数値が高いほど、類似市町村内において評価が良好であるといえます。

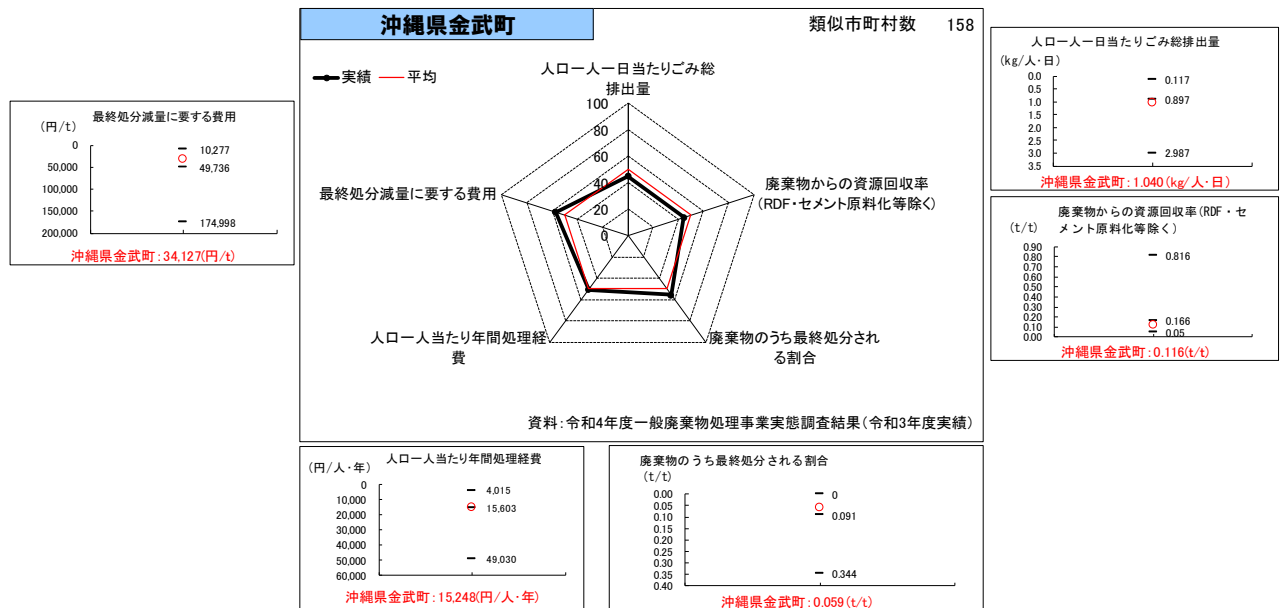
なお、比較評価に用いた全国の市町村データは、環境省「一般廃棄物処理実態調査（平成28年度実績）」結果に基づくものです。

金武町のごみ処理システムを用いた分析結果については、以下のとおりです。

市町村名	沖縄県金武町	人口		11,473	人	
		産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	88.9%	Ⅲ次人口比率	72.2%

類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	Ⅱ	10,000人以上～15,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口比55%以上

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量 に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.897	0.166	0.091	15,603	49,736
最大	2.987	0.816	0.344	49,030	174,998
最小	0.117	0.05	0	4,015	10,277
標準偏差	0.271	0.093	0.056	7,513	21,348
金武町	1.04	0.116	0.059	15,248	34,127
偏差値	44.7	44.6	55.7	50.5	57.3



第6節 ごみ処理・処分の課題

1. 関連計画（金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）の目標達成状況

金武町の現状把握については、関連する計画である金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値（中間目標値—令和5年度）を用いることとします。

1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たり家庭ごみ排出量については、平成27年度より増加傾向にあり目標値を達成できていないが、リサイクル率、最終処分率については目標値を達成しています。

（1）1人1日当たりごみ総排出量（排出量）

令和3年度の1人1日当たりごみ総排出量は1,040g/人日となります。金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値845g/人日を超過する結果となり、目標値を達成することは困難な状況であります。

（2）1人1日当たり家庭ごみ排出量（排出量）

令和3年度の1人1日当たり家庭ごみ排出量は692g/人日となります。金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値465g/人日を超過する結果となり、目標値を達成することは困難な状況であります。

（3）リサイクル率（再生利用量）

令和3年度のリサイクル率は16.2%となり、金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値11%以上を満たす値となっています。

（4）最終処分率（最終処分量）

令和3年度最終処分率は5.9%となり、金武地区清掃組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標値12%以下を満たす値となっています。

表3.6-1(1) 関連計画の数値目標の達成状況

項目	金武町 (令和3年度実績)	金武地区消防衛生組合目標 (令和5年度)	目標 達成状況
1人1日当たり排出量	1,040 g/人・日	845 g/人・日	×
1人1日当たり家庭ごみ排出量	692 g/人・日	465 g/人・日	×
再生利用率	16.2%	11%以上	○
最終処分率	5.9%	12%以下	○

表3.6-1(2) 関連計画の数値目標の達成状況（焼却灰資源化なしの場合の推定値）

項目	金武町 (令和3年度実績)	金武地区消防衛生組合目標 (令和5年度)	目標 達成状況
1人1日当たり排出量	1,040 g/人・日	845 g/人・日	×
1人1日当たり家庭ごみ排出量	692 g/人・日	465 g/人・日	×
再生利用率	11.2%	11%以上	○
最終処分率	10.9%	12%以下	○

2. ごみ処理・処分の課題

(1) 排出抑制に係る課題

令和3年度の1人1日当たりごみ総排出量は、1,040g/人日となっており、県平均（881g/人日）や全国平均（890g/人日）と比べて、多くなっています。これをその内訳で見ると、家庭から排出される生活系ごみ、事業所から排出される事業系ごみの両方について、県平均や全国平均を超えています。

ごみ排出量については、中間目標値を達成しておらず、全国平均や県平均の現状との比較においても多く、ごみ減量の余地がまだ十分にあるものと考えられます。とりわけ、生活系ごみについては、人口増によるごみ量の増加が見込まれており、より一層の発生・排出抑制に努める必要があります。

表3.6-2 1人1日当たりごみ総排出量の比較

区分	単位	金武町	県平均	全国平均
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	1,040	881	890
生活系ごみ原単位	g/人・日	692 (66.5%)	604 (68.6%)	636 (71.5%)
事業系ごみ原単位	g/人・日	348 (33.5%)	276 (31.3%)	254 (28.5%)

(2) リサイクルに係る課題

令和3年度のリサイクル率は16.2%となっており、県平均（15.8%）より高く全国平均（19.9%）より低い水準にあります。

リサイクル率については、前述したように現行計画の中間目標に対してすでに達成していますが、今後、再資源化を行っていた焼却灰については、新設の最終処分場へ持ち込まれることとなり、リサイクル率が一時的に下がることとが想定されます。よって、資源ごみの分別徹底や回収品目の追加、拠点回収施設の整備、店頭回収・民間リサイクルルートの活用など、リサイクルの促進（住民や事業者のリサイクル機会の増大・利便性の向上）に繋がる施策・取り組みを、強化する必要があります。

表3.6-3 リサイクル率の比較

区分	単位	金武町	県平均	全国平均
再生利用量：リサイクル率	%	16.2	15.8	19.9
（焼却灰を含まない場合）	%	11.2	14.6※	18.0※

※県平均、全国平均のリサイクル率は（固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入、飛灰の山元還元）を除く結果

(3) 最終処分に係る課題

令和3年度の最終処分率は5.9%となっており、県平均（5.8%）とほぼ同等で、全国平均（8.4%）より低い水準にあります。

最終処分率については、前述したように現行計画の中間目標を既に達成していますが、今後、再資源化を行っていた焼却灰については、新設の最終処分場へ持ち込まれることとなり、最終処分率が増加することが想定されます。よって、ごみの発生・排出抑制やリサイクル対策を推進することで、焼却処理量の削減（焼却残さ量の削減）や不燃処理残さ量の削減に繋げる必要があります。

なお、焼却処理量の削減は、埋立処分量の減量効果だけでなく、焼却に伴う温室効果ガスの削減にも寄与するものと期待されます。

表3.6-4 最終処分率の比較

区分	単位	金武町	県平均	全国平均
再生利用量：リサイクル率	%	16.2	15.8	19.9
(焼却灰を含まない場合)	%	11.2	14.6※	18.0※

(4) 収集・運搬体制に係る課題

① 分別収集品目追加に関する検討

ごみの収集品目については、平成19年度以降、「もやせるごみ」「もやせないごみ」「粗大ごみ」の3種分別から「資源ごみ（有害・危険ごみを含む）」を加えた4種分別収集へ移行していますが、資源ごみの収集量は、未だ低い水準にとどまっています。このため、排出者である住民や事業者に対しては、引き続き分別区分の周知及び分別排出の徹底や、収集運搬業者への指導の徹底等を実施する必要があります。

また、住民のリサイクル機会の増大に繋がる取り組みとして、回収品目の追加について、収集・運搬や処理コスト等とのバランスも考慮しながら検討を行う必要があります。

② 高齢者等ごみ出し弱者への支援

今後、少子高齢化や核家族化・単独世帯化の進行に伴って、高齢者世帯や一人暮らし世帯が増加することが予想されることから、ごみの分別区分への対応、粗大ごみの玄関先までの持ち出しや粗大ごみ置き場への自己搬入等が難しい住民（高齢者や障がい者等）への支援のあり方など、地域の関係者等とも連携を図りつつ、適切に対応できる収集・運搬体制の構築について検討する必要があります。

(5) 中間処理及び最終処分体制に関する課題

① 中間処理施設

令和2年9月から稼働した金武地区清掃センターの整備に当たっては、金武町、宜野座村からのごみ（受入可能なごみの種類、搬入量・頻度）について再検討するとともに、新たに処理対象となる米軍基地からのごみ（搬入量・頻度、混合廃棄物の性状・受入方法等）についても併せて検討しておく必要があります。

② 最終処分場

ごみの最終処分については、現在、民間処分業者や近隣自治体等に委託して、中間処理後の焼却残さや不燃物残さ等の埋立処分を行っています。しかし、これら民間及び近隣自治体の所有する最終処分場は、近年その容量が逼迫してきており、今後も安定的に最終処分を委託することが困難な状況にあることから、新最終処分場の整備（適正処理体制の確保）に向けて、早急に検討を行う必要があります。

(6) 不法投棄等に係る課題

金武町においては、人目に付きにくい山手側、防風林の間などに不法投棄が散見されます。不法投棄物を確認した場合、警察への通報を行うが所有者が確認出来ないことが多く、処理主体がはっきりしないことも課題となっています。

不法投棄を未然に防止するためには、現在実施している巡回パトロールの強化、カメラの確認、立て看板の設置等の対策を今後も継続していく必要があります。

(7) 大規模災害時の廃棄物処理に係る課題

台風や地震等の大規模災害時には、過去の事例からすると、日常発生する廃棄物とは別に多量の災害廃棄物が発生しています。特に海岸部において地震による津波被害等が想定されており、津波堆積物を含む多くの災害廃棄物の発生が予想されています。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るためには、地域防災計画、環境省「災害廃棄物対策指針」や「沖縄県災害廃棄物処理計画」等に基づいて、できるだけ早い時期に災害廃棄物処理計画を策定し、収集・運搬体制や処理体制の確立、各種関係機関との連絡体制等の確立、災害廃棄物を一時的に保管するための仮置場の確保等について検討を行う必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

1. 計画の基本理念

本計画の基本理念は、「住民、事業者、行政の適切な役割分担と協働による循環型社会の構築」とし、3R（リデュース：発生・排出を抑制する、リユース：再使用する、リサイクル：再生利用する）の取り組みを基本として、これまで以上にごみの減量化・リサイクルに努め、適正処理を推進していくこととします。

**住民、事業者、行政の適切な役割分担と協働による
循環型社会の構築**

2. 計画の基本方針

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の構築に当たっては、住民、事業者、行政の3者が相互に協力・連携しながら取り組んでいくことが重要です。

基本理念の実現に向けた本計画の基本方針は、以下のとおりです。

基本方針1：住民、事業者、行政がともに取り組む3Rの推進

◆これまでも、分別区分の見直し・資源ごみの分別収集（平成19年度）、ごみ有料化制度の導入（平成23年10月）など、ごみの減量化・資源化を進めてきましたが、更なるごみの減量化や分別の徹底に努め、可能な限り資源化を図るため、3Rの取り組みを推進します。

基本方針2：ごみの排出抑制とリサイクルの推進

◆人口増加や観光開発事業に伴って、将来的にごみ排出量の増加が見込まれることから、家庭や事業者によるごみの減量と資源ごみの分別徹底を推進すること、多量排出事業者によるごみ減量計画策定の義務付けや資源物の搬入規制の強化など、積極的な指導に取り組みます。

基本方針3：安定的なごみ処理・処分体制の確保

◆今後も、ごみ処理施設を適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理・処分過程における環境負荷の低減とコスト削減を目指します。また、大規模な災害が発生した場合にも十分に対応できるよう近隣自治体等との連携を深め、災害に強く安全で安定したごみ処理・処分体制の構築を図ります。

第2節 人口及びごみ排出量等の将来予測

1. 総人口の将来予測

総人口の将来予測については、国の「まち・ひと・しごと創生総合計画（平成26年12月）」に基づいて金武町が策定した「第2期金武町まち・ひと・しごと創成総合戦略（令和2年時点見直し）」の将来展望の目標値【令和7年度、令和12年度、令和17年度】を用いることとしました。なお、目標値間の推計には、各目標値をもとに内挿補間を行っています。

本計画の目標年度である令和10年度 of 金武町の人口は11,821人となっており、将来的には増加することが見込まれます。

表4. 2-1 総人口の将来予測結果

人口推計・現状	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金武町人口	11,474	11,500	11,548	11,596	11,644	11,692	11,735	11,778
	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
	11,821	11,864	11,911	11,946	11,981	12,016	12,051	12,088

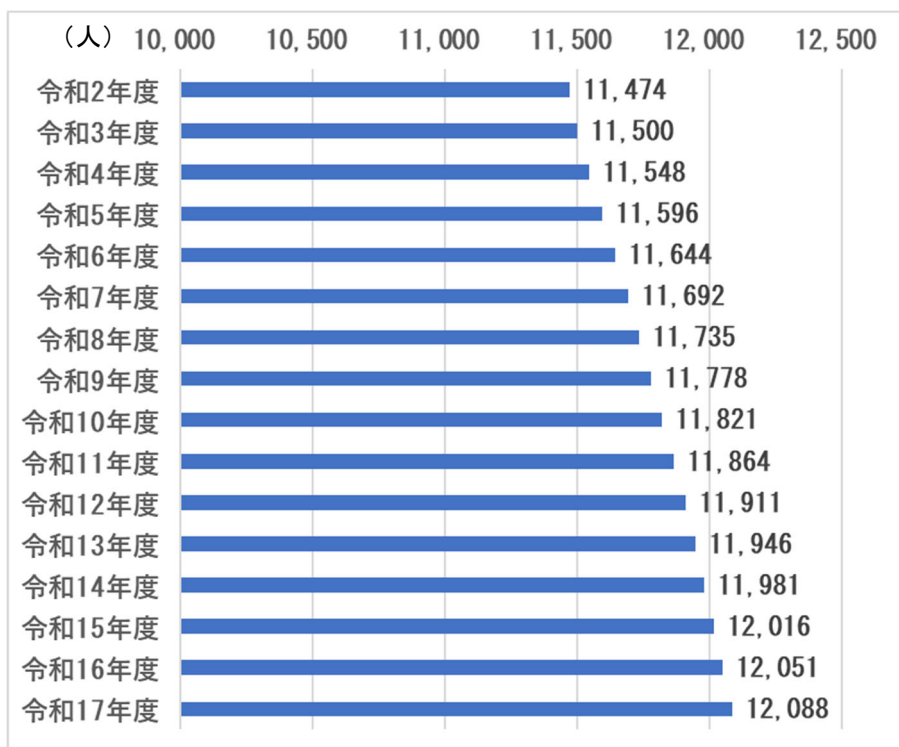


図4. 2-1 総人口の将来予測結果

2. ごみ排出量の将来予測

(1) ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量の将来予測については、図4.2-2に示すように、まず現状のままで推移した場合の将来ごみ量を推計し、次に新たな減量化目標を設定し、その目標を達成した場合の将来のごみ排出量及び処理量等を推計します。

排出原単位の予測方法については、トレンド法（時系列解析法：過去の実績データをもとに時系列的なトレンドを抽出し、この傾向に最もよく適合する傾向曲線を当てはめて推計する方法）により推計を行います。

なお、トレンド法で用いる傾向曲線（推計式）には、いくつかの種類がありますが、ここでは「ごみ処理施設構造指針解説」（公益社団法人全国都市清掃会議）に示されている式のうち、直線式、対数式、べき乗式、指数式の4種類を用いるとともに、実績の推移や各町村の将来の事業開発計画なども考慮するなどして、適切な推計式を採用します。

表4.2-2 推計方法及び特徴

推計方法	トレンド式	特徴
直線式	$Y=aX+b$	一定の値で増減する場合に用いる式
対数式	$Y=a \ln X+b$	徐々に増減していくような曲線的推移を示す場合に用いられる式
べき乗式	$Y=bX^a$	
指数式	$Y=b \exp^{ax}$	

※ y : 推計値 a, b : 係数 x : 年度（平成）

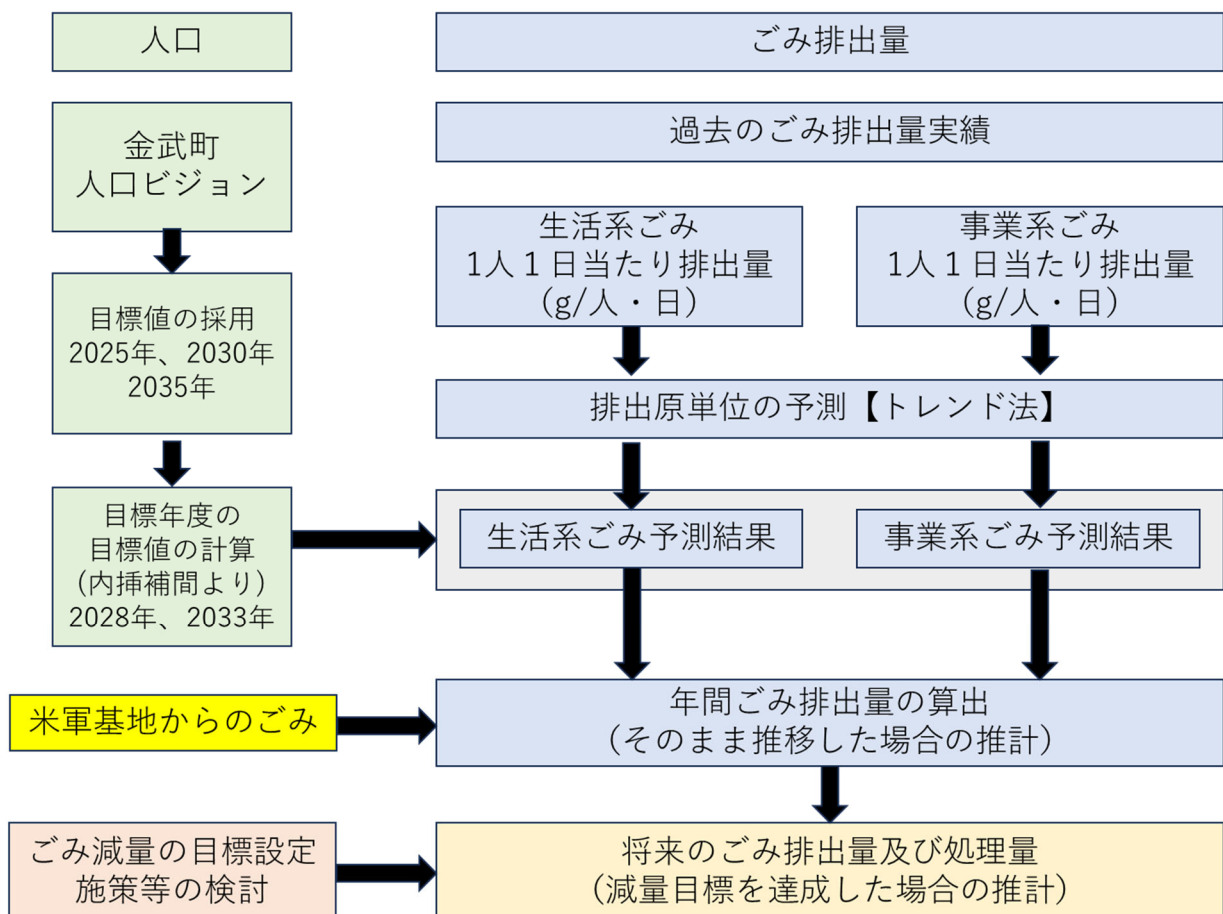


図4.2-2 ごみ排出量等の将来予測フロー

(2) ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の将来予測については、現在の収集・運搬体制、ごみ処理状況のままで推移するものとして推計を行っています。

予測結果を金武町でみると、本計画の中間目標年度である令和10年度のごみ総排出量は5,230t（生活系ごみ：3,726t、事業系ごみ：1,504t）、目標年度の令和15年度には5,874t（生活系ごみ：4,349t、事業系ごみ：1,525t）となることを見込まれます。

また、1人1日当たりごみ総排出量では、令和10年度が1,209g/人日、令和15年度が1,339g/人日となっています。

表4.2-3 ごみ排出量の将来予測結果

区分	単位	実績値		予測値		
		平成28年度	令和3年度	令和10年度	令和15年度	
人口	人	11,463	11,474	11,821	12,016	
生活系ごみ	もやせるごみ	t/年	2,211	2,317	3,095	3,613
	もやせないごみ	t/年	36	87	116	136
	資源ごみ	t/年	282	293	391	457
	粗大ごみ	t/年	64	92	123	143
	計	t/年	2,413	2,789	3,726	4,349
事業系ごみ	もやせるごみ	t/年	1,141	1,304	1,347	1,366
	もやせないごみ	t/年	18	34	35	36
	資源ごみ	t/年	115	118	122	124
	計	t/年	1,272	1,456	1,504	1,525
ごみ総排出量	t/年	3,685	4,245	5,230	5,874	
1人1日当たりごみ総排出量	g/人・日	924	1,014	1,209	1,339	

注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

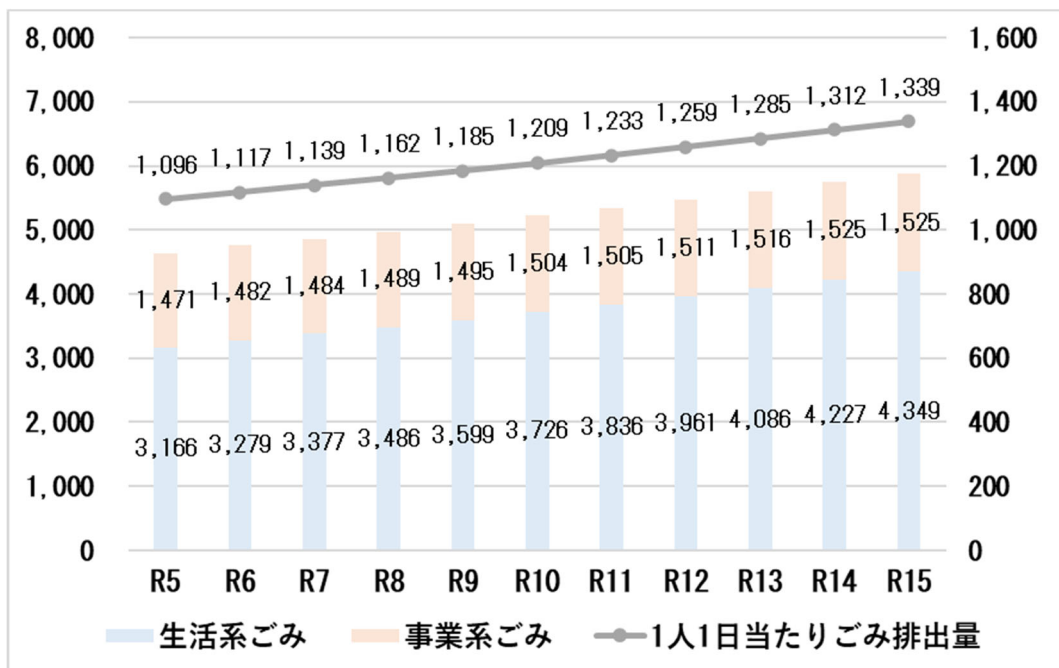


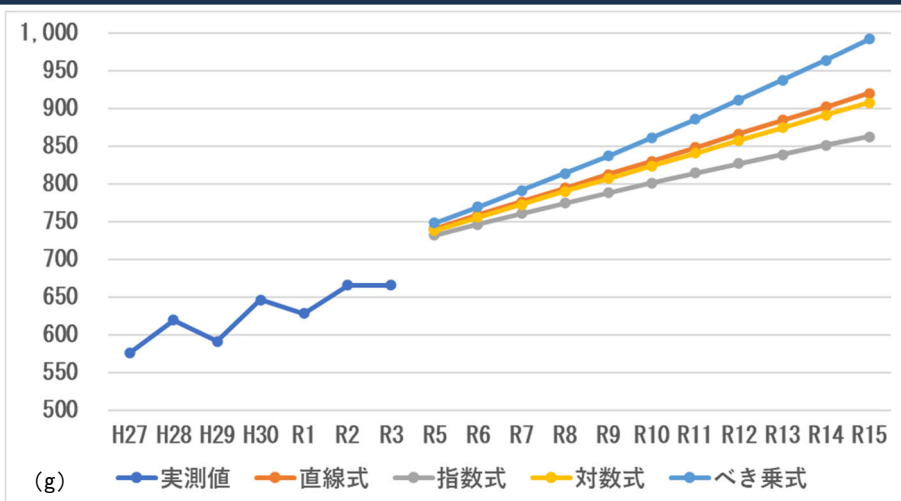
図4.2-3 ごみ排出量の将来予測結果

① 金武町のごみ排出原単位の将来予測結果

ごみ排出原単位の予測に当たっては、平成27年度以降の実績データを用いて予測を行うものとします。

ア. 生活系ごみ排出原単位の予測

生活系ごみ排出原単位は、平成27年度以降、全体的に増加する傾向にあります。推計式には、相関係数 ($r=0.9107$: 有意水準1%) が最も高いべき乗式を採用します。なお、種類別 (もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ) については、現状 (令和3年度) における構成割合を使用することとします。



採用	傾向線 (回帰式)	回帰係数		相関係数
		a	b	r
×	直線式	17.912	95.952	0.9085
×	指数式	533.82	-1181.1	0.9052
×	対数式	0.842	36.131	0.9080
○	べき乗式	0.0282	270.99	0.9107

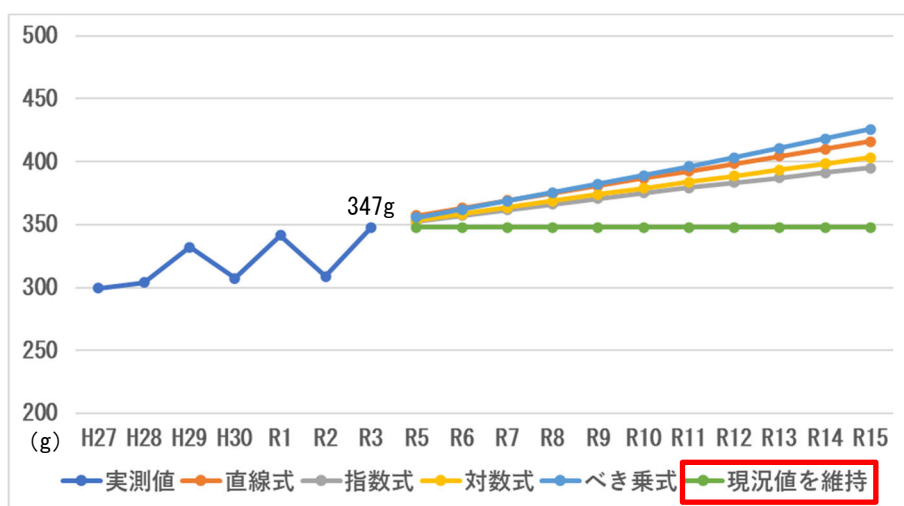
単位 (g/人・日)

予測年度	直線式	指数式	対数式	べき乗式
令和5年	741	732	738	748
令和6年	759	746	756	769
令和7年	777	761	773	791
令和8年	795	775	790	814
令和9年	812	788	807	837
令和10年	830	801	824	861
令和11年	848	814	841	886
令和12年	866	827	858	911
令和13年	884	839	874	937
令和14年	902	851	891	964
令和15年	920	863	908	992

図4.2-4 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果

イ. 事業系ごみ排出原単位の予測

事業系ごみ排出原単位は、年により上下する傾向にあります。特に近年は、事業系ごみの増加が顕著になってきています。全ての方法で相関係数 $r=0.754$ 以下であり、有意水準5%を超えており、推計式に相関関係が見られないため、現況値（令和3年度 347g/人・日）をそのまま使用します。なお、種類別（もやせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ）については、現状（令和3年度）における構成割合を使用することとします。



採用	傾向線 (回帰式)	回帰係数		相関係数
		a	b	r
×	直線式	5.88225	145.47	0.6383
×	指数式	174.4	-272.64	0.6390
×	対数式	0.5407	50.876	0.6386
×	べき乗式	0.018	186.03	0.6378

単位 (g/人・日)

予測年度	直線式	指数式	対数式	べき乗式
令和5年	357	352	353	356
令和6年	363	357	358	362
令和7年	369	362	364	369
令和8年	375	366	369	375
令和9年	381	371	374	382
令和10年	387	375	379	389
令和11年	393	379	384	396
令和12年	398	383	389	403
令和13年	404	387	394	411
令和14年	410	391	398	418
令和15年	416	395	403	426

図4.2-5 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

② 米軍ごみ排出量の将来予測結果

金武町及び宜野座村には米軍基地（キャンプ・ハンセン等）があり、そこから排出されるごみについては、現在、民間の廃棄物処理業者によって収集・運搬及び処理・処分が行われています。

民間の廃棄物処理業者で処理されている米軍ごみ（混合廃棄物）の受入・処理実績については、表4.2-4に示すとおりです。

表4.2-4 民間処理業者による米軍ごみ（混合廃棄物）の受入・処理量の実績（単位：t/年）

米軍ごみ受入量（t/年）	R2	R3	R4	平均
中間処理量	1,831	1,674	1,588	1,698
再資源化量	418	463	346	409
受入量合計	2,249	2,137	1,934	2,107

資料提供：沖縄県環境部環境整備課

注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

令和2年9月から稼働した金武地区清掃センターにあわせて、これら米軍ごみの受入を行っていることから、排出量等の将来予測を行う必要がありますが、米軍基地の将来像については不明なため、今後も現状のまま推移するものと想定し、過去の実績データの平均値を用いることとしました。

金武町及び宜野座村の米軍ごみ搬出量については、正確な状況を判断することが困難であるため、対象となる米軍基地（キャンプ・ハンセン）のうち、金武町に該当する面積、宜野座村の該当する面積の比より求めた推定値としました。

表4.2-5 金武町及び宜野座村の米軍ごみ受入量（※参考値）

	面積（千㎡）	割合（％）	米軍ごみ受入量（t）
金武町	20,681	56.9	1,199
宜野座村	15,664	43.1	908
合計	36,345	100.0	2,017

※キャンプハンセンのごみが金武町、宜野座村のどちらからどの程度搬出されるか判断することが困難なため、面積比による参考値を記載した。

注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

第3節 ごみ減量化等の数値目標

1. 国・県等の一般廃棄物減量化目標

ごみの排出抑制や再資源化、最終処分については、国の基本方針や循環型社会形成推進基本計画等において目標値が設定されています。また、沖縄県廃棄物処理計画（第5期）においても、国の目標値等を踏まえて県の目標値が設定されています。

本計画においては、これら指針や上位計画等の目標値を勘案しつつ、ごみの減量化目標を設定するものとします。

表4.3-1 廃棄物処理法の基本方針（令和5年6月改正）における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
排出量	平成24年度比：約16%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ※排出量：440 g
再生利用率	約28%（出口側の循環利用率）（令和9年度目標値）
最終処分量	平成24年度比：約31%削減

※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

表4.3-2 第四次循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
国民、事業者双方に係る取組指標	「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当たりに換算）」を約850 gとすることを目標
家庭系ごみについて	国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を約440gとすることを目標
事業系ごみについて	事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差が見られることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、約1,100万tとすることを目標

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）」

表4.3-3 廃棄物処理施設整備計画における一般廃棄物処理施設の指標及び目標

	令和9年度目標
ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する	ごみのリサイクル率：（一般廃棄物の出口側の循環利用率） 20%（令和2年度実績） → 28%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数： 令和2年度の水準（22年分）を維持
焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値： 20%（令和2年度実績） → 22%
	廃棄物エネルギーについて、地域を含めた外部に供給している施設の割合： 41%（令和2年度実績） → 46%
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率： 58%（令和2年度実績） → 76%以上

出典：環境省「廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月）」をもとに作成。

表4.3-4 沖縄県廃棄物処理計画（第5期）における一般廃棄物の目標値

	令和7年度目標値
排出量（千t）	429（786 g/人日） 1人1日当たりの家庭ごみ排出量※：489 g
再生利用量（千t）	94（22%）
最終処分量（千t）	21（4.9%）

出典：「沖縄県廃棄物処理計画（令和4年3月）」※生活系ごみから資源ごみ量、集団回収量を除いた量

2. 本計画における数値目標

関連計画（一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）の数値目標（令和5年度目標）に対しては、再生利用量、最終処分量の目標値は達成していますが、1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たり家庭ごみ排出量の目標値を達成することが困難な状況となっています。

そこで本計画では、ごみの減量化を一層進めることに重点を置き、関連計画の目標値の年平均削減値を参考に以下のように以下のとおり目標値を見直すこととしました。

再生利用率、最終処分率については目標値を達成したため、新たな目標値として沖縄県廃棄物処理計画（第5期）における一般廃棄物の目標値を中間目標値、目標値としました。

表4.3-5 本計画の数値目標

項目	基準値 （令和3年度実績）	目標値（中間） （令和10年度）	目標値 （令和15年度）
1人1日当たり排出量	1,040 g/人・日	810 g/人・日	800 g/人・日
1人1日当たり家庭ごみ排出量	692 g/人・日	440 g/人・日	400 g/人・日
再生利用率	16.2%	22.0%	28.0%
最終処分率	5.9%	4.9%	4.9%

第4節 発生抑制・資源化計画

1. 基本方針

ごみの減量やリサイクルを行うためには、これまでの生活スタイルや事業活動を見直すとともに、循環型社会の構築に向けて、3R（リデュース：発生・排出を抑制する、リユース：再使用する、リサイクル：再生利用する）を積極的に推進する必要があります。今後も、住民、事業者、行政が一体となって3Rに取り組み、本計画の数値目標の達成を目指します。

2. 施策の方向性と各主体の役割・取り組み

(1) 発生・排出抑制（リデュース）の推進

① 住民の役割・取り組み

ア. ものを買うとき

- 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋の使用を控える。
- 過剰包装を断り、簡易包装を選択する。
- ごみの減量化につながる商品（詰替商品、量り売り等）を購入する。
- 不要不急のものは購入しない。

ごみ減量の目安	
◆レジ袋を断る	→ 約 5~7 グラム/枚
◆包装過剰を断る	→ 約 10~40 グラム/枚
◆手提げ紙袋を断る	→ 約 30~60 グラム/枚

イ. ものをを使うとき、食べるとき

- ものを長く大切に使う。また、壊れたり、傷んだりした場合は修理・修繕して使う。
- 賞味期限は「おいしいめやす」期限表示の意味の普及活動
- 小売店舗ですぐに食べるなら手前をえらぶ「てまえどり」を呼びかける

ごみ減量の目安	
◆食べ残しをなくす	→ 約 140~150 グラム/ご飯一膳 → 約 60 グラム/6枚切・食パン1枚
◆食材の廃棄をなくす	→ 約 200~300 グラム/ゴーヤ 1本

食品ロスを減らす行動をしてみよう

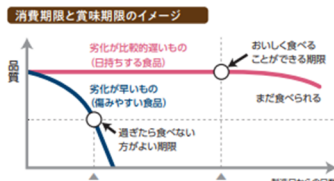
食品の期限表示を正しく理解する

食品の期限表示は、「消費期限」と「賞味期限」の2種類があります。

いずれも開封していない状態で、表示されている保存方法で保存した場合の期限が表示されています。

消費期限は、「食べても安全な期限」、**賞味期限**は、「おいしく食べることができる期限」です。

賞味期限は、過ぎてもすぐに廃棄せずに自分で食べられるかどうかを判断することも大切です。



消費期限と賞味期限のイメージ

消費期限：品質が劣化する日
賞味期限：おいしく食べられる日

賞味が比較的濃いもの（日持ちする食品）
賞味が早いもの（痛みやすい食品）

消費期限：過ぎたら食べられない
賞味期限：過ぎても食べられる


消費期限は「年月日」を表示しますが、賞味期限は表示すべき食品のうち、製造日から賞味期限までの期間が3か月を超えるものについては、「年月」で表示することが認められています。

食品ロス削減に効果的な方法

ご家庭からの食品ロスを計量し、記録するだけでも気付きが得られます。また、以下の取組も有効です。

まずは一週間、記録してみましょう。記録様式はこちら。

- 使いきれぬ分だけ買う。
- 家にある食材・食品をチェックする。
- 肉や魚の保存方法を工夫する。




平成29年度世帯別における食品ロス削減に関する実証事業の結果より

調理で作りすぎない 余ったら作り替える

もし、食べきれなかった場合は、他の料理に作り替えるなど、献立や調理方法を工夫しましょう。詳しくはQRコードへ

料理レシピサイト「クックパッド」内の「消費者庁のキッチン（公式ページ）」



令和4年3月版

すぐに食べるなら、手前をえらぶ。

「てまえどり」

にご協力ください。

賞味期限はおいしいめやす

食品ロスゼロをめざして

みんなで目標そう、地域にやさしいを買いよう

消費生活 農林水産省 環境



※食品ロス削減
※消費者庁

出典：消費者庁消費者政策課HP
「啓発用パンフレット/基礎編(令和4年3月版)」(消費者庁消費者政策課)

ウ. ものを使った後、食べた後（ごみを出すとき）

- 調理くずなどを排水口に流さないよう、三角コーナーや排水口に水切りネットを設ける。
- 生ごみの水切りを徹底するため、生ごみの一絞りに努める。

ごみ減量の目安
◆生ごみの一絞り → 約 20～40 グラム/世帯・日

② 事業者の役割・取り組み

- 原材料の選択や生産工程を工夫し、ごみの発生を極力抑制する。
- 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化を図れるよう配慮する。
- 繰り返し使える商品、耐久性に優れた商品、詰め替え可能な商品を生産・販売する。
- 容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）を徹底する。
- 使い捨てのプラスチック製品（ストロー、食器・容器類）の使用を抑制する。
- フードバンク等を積極的に活用する（食品関連事業者等）。
- 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発を行う。

③ 行政の役割・取り組み

ア. 事業系ごみ有料化の見直し

- 事業系ごみは、大型の観光開発等によって将来的にも増加することが見込めるため、事業者の自己処理責任を明確にするとともに、更なるごみ減量化を促進するため、指定袋の導入や処理手数料の改定など、有料化制度について検討を行う。

イ. 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底・強化

- 一定量を超過してごみを排出する多量排出事業者に対しては、ごみ減量計画書の策定・報告の義務付けや訪問指導等ができる制度の導入について、各町村との協議を行う。

ウ. 食品ロス削減に向けた取り組みの推進

- ホテルや飲食店等と連携・協力して、「3010運動（食べ残しをなくすため、宴会開始後30分と終了前10分は着席して食事に集中する取り組み）」など、食品ロス削減の普及啓発に努める。



出典：環境省ホームページ「3010運動普及啓発用POP」

(2) 再使用・再生利用（リユース、リサイクル）の推進

① 住民の役割・取り組み

ア. ものをかうとき

- 中古品や再生品（リサイクル製品）を購入する。
- 詰替え可能な商品を購入する。
- フリーマーケットやバザー、リサイクルショップ等を活用する。
- エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択する。

イ. ものをを使うとき

- リターナブル容器を使用する。
- 短期間使用するものは、リースやレンタルを活用する。
- 使用済みのものでも別用途に使えるものは、捨てずに別の用途で使う。

リユース・リサイクルの目安
◆洗剤容器 → 約 30~50 グラム/本

ウ. ものを使った後（ごみを出すとき）

- 各町村が設定するごみ分別区分に従い、分別排出を徹底する。
- ペットボトル、古紙類などは、資源ごみの日に出す。
- 白色トレイは、スーパーマーケット等の店頭回収に協力する。
- 家電4品目は小売店等へ、廃自動車は引取業者へ引き渡すとともに、リサイクル料金を負担する。
また、自宅の建て替えなど一定規模の解体工事を行うときは、分別解体やリサイクルに必要な経費を負担する。

リユース・リサイクルの目安

◆白色トレイ	→ 約 3~5 グラム/枚
◆ペットボトル	→ 約 60 グラム/2リットル容器
◆牛乳パック	→ 約 30~40 グラム/個
◆新聞紙	→ 約 140 グラム/朝刊一紙

エ. その他

- 沖縄県及び金武町が実施するごみに関する施策に協力する。
- 行楽・観光地等では、自分で出したごみは持ち帰る。
- リサイクル活動、環境美化活動、緑化活動など、地域や企業、環境NPO等が行う自主的な環境保全活動に参加・協力する。

② 事業者の役割・取り組み

- 使用済製品や部品、容器包装資源などは繰り返して使用する。
- リサイクルが容易な商品の開発・製造を行う。
- リサイクルが可能な素材等を使用する。
- リサイクル製品（再生品）を製造・販売する。
- 各町村の分別・リサイクルに協力（古紙類は資源ごみに出す等）する。

リユース・リサイクルの目安

- ◆ダンボール → 約 500~700 グラム/枚
- ◆O A用紙（A4版） → 約 2,000 グラム/500枚

③ 行政の役割・取り組み

ア. 容器包装リサイクルの推進

- 容器包装リサイクル法に基づき、分別収集品目や分別収集計画量を定めた「分別収集計画」を策定し、容器包装ごみの分別収集に努める。また、分別収集率が低い品目については、住民に対して適切な分別を行うよう重点的に啓発・指導を行う。
- 資源ごみの回収量を高めるため、新たな分別品目の追加を検討する。なお、品目の追加に当たっては、当該品目のリサイクルの状況や、収集・運搬及び処理コスト（財政負担）等を考慮し慎重に進める。

イ. 事業系紙ごみ等資源物の清掃センターへの搬入規制

- 資源ごみの分別の徹底と資源ごみ回収を促進するため、古紙類など事業系由来の資源物に対して、ごみ焼却処理施設への搬入規制について検討を行う。

ウ. グリーン購入等

- 行政は、一般廃棄物の処理責任者として、本計画で定めた各種の施策を実施し、ごみの減量化・リサイクル、及び適正処理を推進するとともに、自らが一事業者として、ごみの排出抑制に努め、グリーン購入等に率先して取り組む。

エ. 集団資源回収の促進

- P T A、自治会等の地域団体が行う集団資源回収は、住民の環境意識の向上が図られるとともに、各町村のごみ処理経費の削減にもつながることから、その促進に努める。

オ. 普及啓発

- 住民及び事業者に対して、ごみの減量化やリサイクル、正しいごみの出し方等に関する普及啓発を徹底するとともに、その活動が効果的なものとなるよう、関係機関とも連携を行う。
具体的には、ごみ減量等の広報紙への掲載、啓発ポスター、パンフレットの作成、専門家による講演会・研修会等の開催を検討・実施する。
- ごみの分別方法、ごみ減量等に関する出前講座の開催について検討する。
- ごみの減量・リサイクル、環境保全に積極的に取り組んでいる事業者に対し、優良事業者として認定・表彰等を行い、事業者の取り組みを評価する制度の創設を検討する。

第5節 分別、収集・運搬計画

1. 基本方針

収集・運搬の主体である金武町では、3Rにつながるごみの分別区分や超高齢化社会の進行等に対応した収集・運搬体制を構築するとともに、利便性の向上・効率化を図り、収集・運搬費用の低減に努めるものとします。

2. 収集・運搬体制及び収集の方法

(1) 収集・運搬

ごみの収集・運搬については、一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者が行っており、事業所より排出される事業系ごみは許可業者が収集・運搬を行っています。今後もこれまでの体制で、ごみの収集・運搬を行います。

(2) 収集対象区域

収集対象区域については、これまでどおり、生活系ごみ、事業系ごみともに金武町のそれぞれの行政区域の全域とします。

(3) 収集方式

生活系ごみは、今後も戸別収集方式を行っていくものとします。もやせるごみ、ペットボトル（資源ごみ）は、透明なビニール袋に入れて排出、もやせないごみは、かごに入れて排出、古紙類は紙ひもでしばって排出されたものを定期的に収集します。なお、粗大ごみについては、当面の間、申込み制（有料）による自己搬入を継続しますが、今後の超高齢化社会への対応を考慮した収集・運搬体制の構築について検討を進めます。

事業系ごみについては、今後も事業所と許可業者との契約による収集方式を継続します。

(4) ごみの分別区分

生活系ごみについては、今後、住民のリサイクル機会の増大につながる取り組みとして、「雑がみ（ミックスペーパー）」「紙製容器包装」「ガラスびん（茶色・無色・その他）」「古着・布類」「プラスチック製容器包装」「小型家電」など、回収品目の追加（表4.5-1ごみの標準的な分別収集区分：現状の「類型Ⅰ」から「類型Ⅱ」へのステップアップ）について、当該品目のリサイクルの状況、収集・運搬及び処理コスト（財政負担）等とのバランスも考慮しながら検討を行います。また、「もやせるごみ」の分別については、重金属等を含むもやせないごみを混入させないための周知や方法を検討します。

事業系ごみについては、事業所と許可業者との契約により、生活系ごみに準じた分別区分とし、可能な限り統一を図ります。

表4.5-1 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型Ⅰ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、または一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
⑧粗大ごみ			
類型Ⅱ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、または一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意する事が必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型Ⅲ	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、または一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する(ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意する事が必要)
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ(集団回収によるものを含む)		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ(廃プラスチック類を含む)			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月)」

3. 計画ごみ収集・運搬量

本計画の目標達成時における計画ごみ収集・運搬量については、表4.5-2、図4.5-1に示すとおりです。

収集・運搬の対象となる生活系ごみについては、中間目標年度の令和10年度が1,898t、目標年度の令和15年度が1,754tと見込まれます。

なお、新ごみ処理施設の供用開始（金武地区清掃センターの更新）にあわせて、米軍基地（キャンプ・ハンセン）からのごみの受入に伴い、収集・運搬量の予測を行っています。

米軍ごみの収集・運搬は、民間事業者が行います。

表4.5-2 計画ごみ収集・運搬量

区分		単位	実績値		予測値（目標達成時）	
			平成28年度	令和3年度	令和10年度	令和15年度
家庭系ごみ	もやせるごみ	t/年	2,211	2,317	1,518	1,403
	もやせないごみ	t/年	36	87	57	53
	資源ごみ	t/年	282	293	192	177
	粗大ごみ	t/年	64	201	132	122
	計	t/年	2,413	2,898	1,898	1,754
事業系ごみ		t/年	1,272	1,456	1,596	1,754
※米軍ごみ		t/年	—	794	1,199	1,199
合計		t/年	—	5,148	4,694	4,708
合計（米軍ごみ除く）		t/年	3,685	4,354	3,495	3,509

※米軍ごみの排出量は、キャンプハンセンの金武町部分の面積と宜野座村部分の面積の比より推定した値
注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

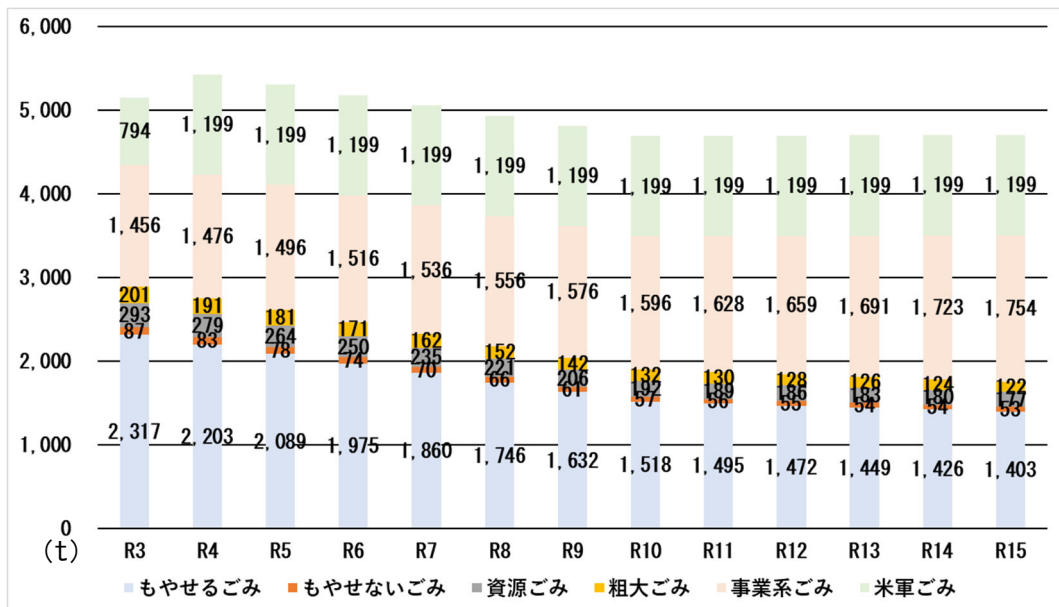


図4.5-1 計画ごみ収集・運搬量

第6節 中間処理計画

1. 基本方針

ごみ処理・処分の主体である金武地区消防衛生組合では、3Rの考え方に基づき、可能な限りリユース（再使用）した後に、もやせないごみ、資源ごみはリサイクル（再生利用）を行っていくものとし
ます。

ごみ処理施設については、適切に管理・運営するとともに、施設整備を計画的に進め、ごみ処理・
処分過程における環境負荷の低減とコスト削減を目指します。また、大規模な災害が発生した場合に
も十分に対応できるよう近隣自治体等との連携を深め、災害に強く安全で安定したごみ処理・処分体
制の構築を図ります。

2. ごみ処理施設の維持管理及び整備

(1) 新ごみ処理施設の整備

① もやせるごみを対象にした『ごみ焼却処理施設』の整備

金武地区消防衛生組合では、令和2年度にもやせるごみを対象としたごみ焼却処理施設の整備を
行い、供用を開始しました。

② 不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみを対象にした『リサイクル施設』の整備

金武地区消防衛生組合では、令和2年度に不燃ごみ（もやせないごみ）・資源ごみ・粗大ごみを
対象としたリサイクル施設の整備を推進し、供用を開始しました。

(2) 旧ごみ焼却施設跡地の利活用

ごみ焼却施設、リサイクル施設が令和2年度より供用開始されたことに伴い、旧施設跡地の利活用
について検討します。

3. 計画中間処理量

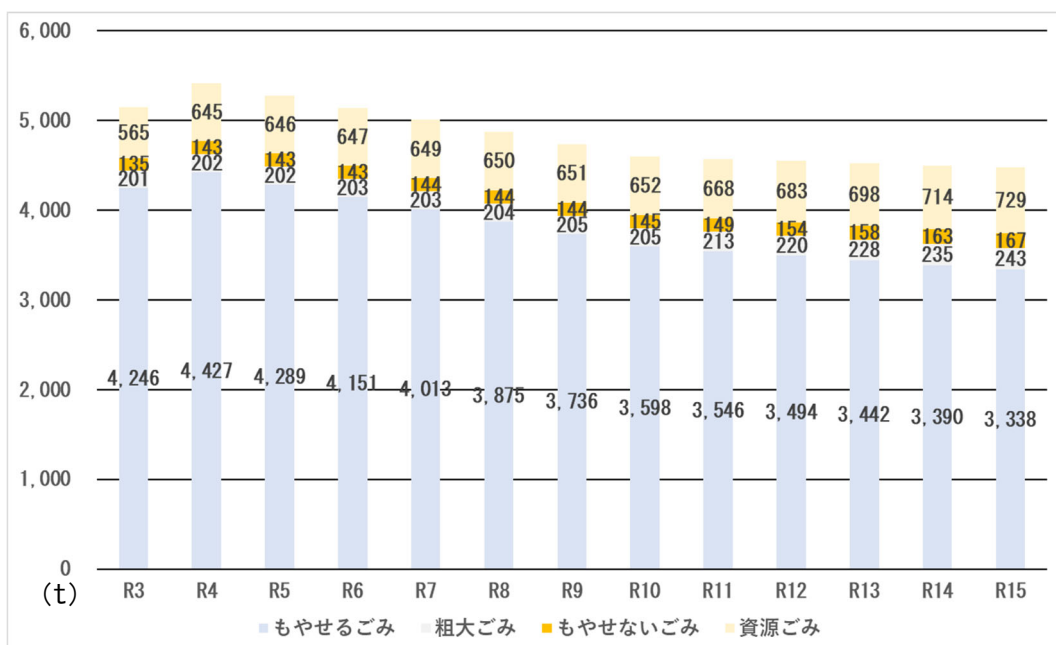
(1) 計画処理量

本計画の目標達成時における計画処理量は、表4.6-1、図4.6-1に示すとおりです。

計画処理量は、中間目標年度の令和10年度が4,601t、目標年度の令和15年度が4,477tと見込まれます。
施設別の計画処理量（規模）で見ると、ごみ焼却処理施設は、3,338t、リサイクル施設が729tとなりま
す。

表4.6-1 計画処理量（金武町）

区分	単位	実績値		予測値（目標達成時）	
		平成28年度	令和3年度	令和10年度	令和15年度
もやせるごみ	t/年	3,352	4,246	3,598	3,338
もやせないごみ	t/年	54	135	145	167
資源ごみ	t/年	397	565	652	729
粗大ごみ	t/年	64	201	205	243
合計	t/年	3,867	5,147	4,601	4,477



注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

図4.6-1 計画処理量

表4.6-2 ごみ焼却処理施設の施設規模（参考）

・所在地	： 縄県国頭郡宜野座村字惣慶1988番地332
・敷地面積	： 11,203m ²
・計画処理能力	： 32t/日（16t/8h×2基）
・処理方式	： 機械化バッチ燃焼方式
・炉形式	： ストーカ式焼却炉
・余熱利用設備	： 給湯用温水設備
・灰処理設備	： なし
・稼動開始年月	： 令和2年9月

表4.6-3 不燃ごみ・粗大ごみ処理系統の施設規模（参考）

破砕・選別・圧縮設備の処理能力	6.3t/5h
-----------------	---------

(2) 計画資源化量

本計画の目標達成時における計画資源化量は、表4.6-4に示すとおりです。

計画資源化量は、中間目標年度の令和10年度が933 t、目標年度の令和15年度が1,111 tと見込まれます。

表4.6-4 計画資源化量

区分	単位	実績値		予測値		
		平成28年度	令和3年度	令和10年度	令和15年度	
ごみ総排出量	t/年	3,865	5,147	4,601	4,477	
不燃ごみ回収量	t/年	54	135	145	167	
資源ごみ回収量	t/年	397	565	652	729	
資源化量内訳	紙類（紙類、紙パック、紙製容器包装）	t/年	126	250	288	343
	金属類	t/年	82	111	127	152
	ガラス類	t/年	133	132	151	180
	ペットボトル	t/年	45	63	73	87
	白色トレイ	t/年	0	0	0	0
	容器包装プラスチック	t/年	0	0	0	0
	プラスチック類	t/年	0	0	0	0
	布類	t/年	0	0	0	0
	肥料	t/年	0	0	0	0
	飼料	t/年	0	0	0	0
	熔融スラグ	t/年	0	0	0	0
	固形燃料	t/年	0	0	0	0
	燃料	t/年	0	0	0	0
	焼却灰・飛灰のセメント化	t/年	0	250	288	343
	セメント等への直接投入	t/年	0	0	0	0
	飛灰の山元還元	t/年	0	0	0	0
	廃食用油	t/年	0	0	0	0
	その他	t/年	4	6	7	8
資源化量	t/年	390	813	933	1,111	
リサイクル率	%	10.1	15.8	20.3	24.8	

注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

第7節 最終処分計画

1. 基本方針

中間処理の主体である金武地区消防衛生組合では、ごみの減量化・リサイクルを推進した後に生じたごみを適正に埋立処分します。

災害にも強く安全で安定したごみ処理・処分体制を構築するためには、最終処分場を含むごみ処理施設を計画的に整備し、適切に運営・管理することが必要であり、早急に新たな最終処分場の確保を図るものとします。

2. 新最終処分場の整備

できるだけ早い時期の供用開始を目指し、新規の最終処分場の整備を推進します。

施設整備に当たっては、中間処理において可能な限り減量・リサイクルを行うことで、最終処分量の削減に努め、周辺環境に配慮した施設とします。

- 埋立年数 : 20年間
- 埋立対象物 : 焼却残渣、不燃残渣

3. 計画最終処分量

本計画の目標達成時における計画最終処分量は、表4.7-1、図4.7-1に示すとおりです。

計画最終処分量は、中間目標年度の令和10年度が237t、目標年度の令和15年度が230tと見込まれます。また、最終処分率では、中間目標年度の令和10年度が5.2%、目標年度の令和15年度が5.1%となります。

表4.7-1 計画最終処分量

区分	単位	実績値		予測値（目標達成時）		
		平成28年度	令和3年度	令和10年度	令和15年度	
ごみ総排出量	t/年	3,865	5,147	4,601	4,477	
最終処分量	可燃残さ	t/年	324	297	230	224
	不燃残さ	t/年	0	8	7	6
	計	t/年	324	305	237	230
最終処分率	%	8.4	5.9	5.2	5.1	

注：数値は小数点以下を四捨五入した値としており、それぞれの値と合計が一致しない場合がある。

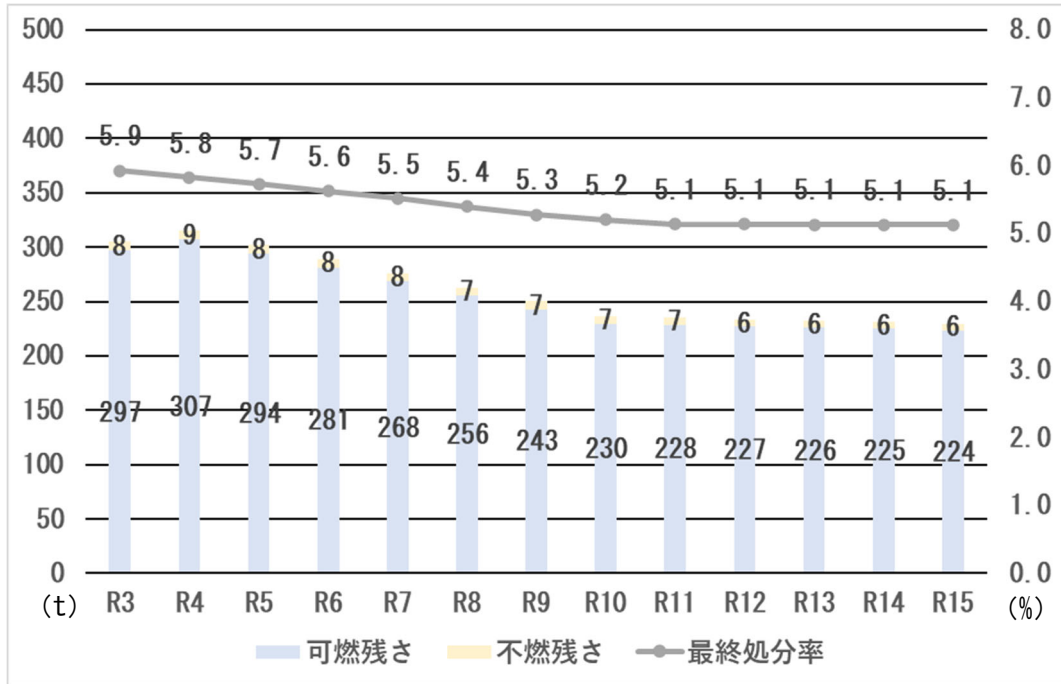


図4.7-1 計画最終処分量

第8節 計画ごみ処理フロー

本計画の目標が達成された場合、将来のごみ処理フローについては、図4.8-1に示すとおりとなります。なお、新最終処分場は、令和9年度内の供用開始を目標としています。

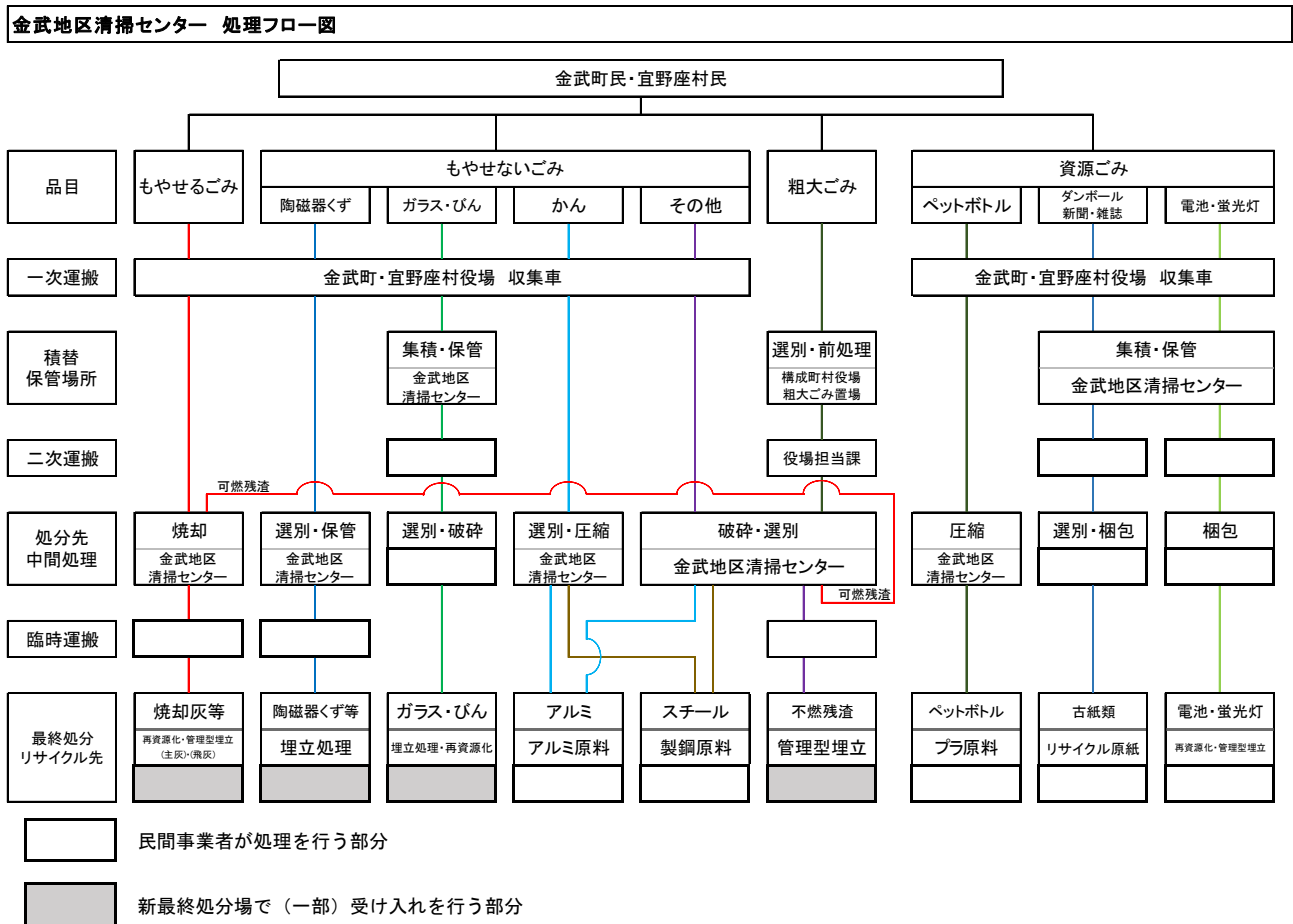


図4.8-1 将来のごみ処理フロー

引用：金武地区清掃センター ごみ処理の概要（令和4年度）

第9節 その他の計画

1. 不適正処理・不法投棄の防止対策

ごみの不適正処理及び不法投棄を防止するために、啓発・指導の立看板の設置やパトロールの強化等の対策に協力していきます。また、住民、事業者、警察、県などと緊密に連携を図り、不法投棄の未然防止の取り組みに協力していきます。

2. 環境教育・学習、普及啓発活動の推進

3Rや環境問題に対する理解と関心を深めるため、現在、学校で実施されている環境教育・学習に積極的に協力するとともに、ごみ処理施設見学など、各町村が実施する住民向けの環境学習等に対しても必要な支援・協力を行います。

3. 在宅医療廃棄物対策

今後、超高齢化社会の進行に伴って、在宅医療廃棄物も増加することが予想されます。使用済注射針、ガーゼ等の感染性廃棄物については、生活系ごみとは区分し、適正な回収・処理が必要になることから、今後、介護・福祉や医療機関等と協議するなど、適正な回収・処理方法について検討を行います。

4. 特別管理一般廃棄物対策

(1) PCBを部品中に使用した廃電気製品

PCBを使用した部品を含む廃電気製品については、金武地区消防衛生組合では処理できないため、排出者自らが販売店や製造業者へ引き渡すものとします。

(2) 感染性一般廃棄物

医療機関から排出される感染性一般廃棄物については、金武地区消防衛生組合では処理できないため、医療機関自らが専門廃棄物処理業者に処分を委託しており、今後も適正な処分を指導していきます。

(3) 廃水銀（一般廃棄物である水銀使用製品から回収された廃水銀）

水銀を使用した廃製品（乾電池、蛍光灯、水銀体温計等）については、現在、資源ごみの区分で収集し、民間業者に処理を委託していますが、平成27年6月に「水銀による環境の汚染防止に関する法律」が制定され、『水銀使用製品から回収された廃水銀』が特別管理一般廃棄物に指定されたことから、今後、より適正な回収方法や処理・処分のあり方について検討を行います。

5. 災害廃棄物対策

台風や地震等の自然災害において、金武町や宜野座村の海岸部は、地震による津波被害等が想定されています。沖縄県災害廃棄物処理計画では、最大クラスの地震（L2）において、金武町では357千t、宜野座村では274千tの災害廃棄物が発生するものと見込まれており、これらの災害廃棄物は、年間ごみ総発生量（令和3年度）の金武町では約83倍、宜野座村では約119倍に及ぶものとなっています。

表4.9-1 災害廃棄物の発生量（想定）

分類	切迫性が高い地震(L1)	最大クラスの地震(L2)
地震の種類	沖縄本島南西沖地震	沖縄本島南東沖地震3連動
金武町	35(30)千t	357(228)千t
宜野座村	19(17)千t	274(195)千t

出典：沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）資料編。表中()内の数値は津波堆積物を示す。

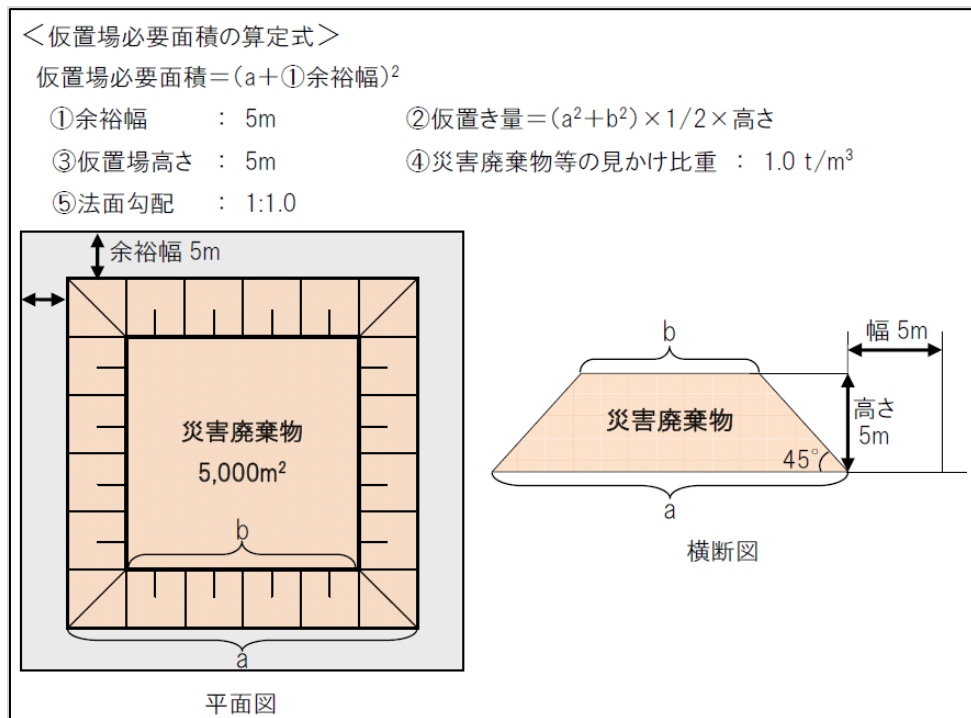
大規模災害時には、日常発生する廃棄物とは別に一時的に多量の災害廃棄物が発生するなど、本町だけでは対応が困難となることが想定されることから、できるだけ早い時期に以下の事項について、宜野座村及び金武地区消防衛生組合と協議を行い、実効性の高い災害廃棄物対策を進めます。

- ◆地域内で発生した災害廃棄物への対応について、組合と構成町村の連絡・連携体制と役割分担の明確化。
- ◆災害廃棄物の一次仮置場（候補地）の設定。
- ◆災害発生時に収集・運搬、処理・処分等の対応が困難となった場合に備えて、沖縄県、県内市町村・一部事務組合及び関係団体等との連携体制、相互支援体制の強化。
- ◆災害廃棄物処理計画の策定。

表4.9-2 一次仮置場の必要面積（想定）

分類	切迫性が高い地震(L1)		最大クラスの地震(L2)	
	沖縄本島南西沖地震		沖縄本島南東沖地震3連動	
一箇所に集めた場合	1辺の長さ(m)	必要面積(m ²)	1辺の長さ(m)	必要面積(m ²)
金武町	89	8,800	272	76,900
宜野座村	66	5,000	239	59,600

出典：沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）資料編。



出典：沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）資料編。

第10節 計画の進行管理

ごみの減量等の目標を達成するためには、施策や取り組みの状況、目標値の達成状況等を定期的に点検・評価し、施策等の改善を行っていくことが重要です。

本計画では、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）から成るPDCAサイクルの考え方に基づいて、継続的な改善を図っていくものとします。

具体的な進行管理は、毎年度、一般廃棄物処理実施計画を策定するなかで、収集・運搬、処理・処分実績データ（民間リサイクルルートを含む）等に基づき、施策や取り組み等の実施状況、目標の達成状況等を点検・評価していくものとします。

なお、一般廃棄物処理実施計画は、毎年度、金武町のホームページにおいて公表することとします。

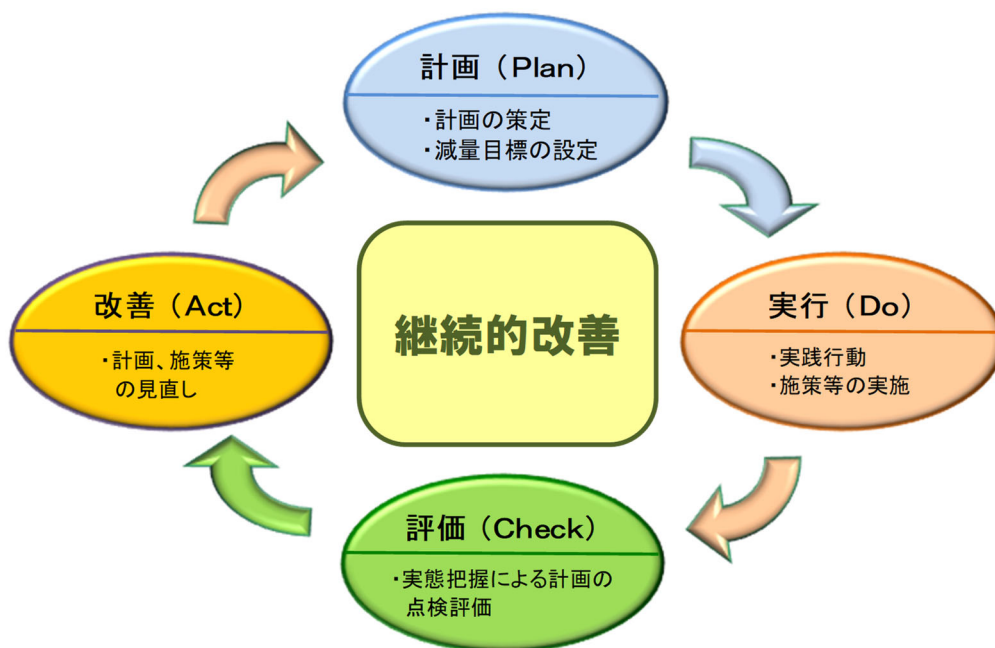


図4.10-1 計画の進行管理：PDCAサイクル（概念図）

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の体制

生活排水は、各家庭の台所や風呂等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿に分けられます。以下に本町のそれぞれの処理体制を示します。

(1) 生活排水の処理体制

各家庭の台所等から排出される生活雑排水のうち集落排水処理設備への接続世帯や合併処理浄化槽設置世帯は、汚水を適正に処理した後に河川や海域等の公共用水域へ放流されますが、し尿くみ取り世帯やみなし浄化槽（単独処理浄化槽）設置世帯は、未処理のまま放流され、河川等の水質汚濁の原因となっています。

(2) し尿の処理体制

し尿くみ取り世帯から排出されるし尿及び浄化槽世帯から排出される浄化槽汚泥は、収集業者等により収集・運搬され、し尿処理施設（石川終末処理場（うるま市））にて適正に処理されます。また、集落排水処理設備への接続世帯は、生活排水と同様に汚水を適正に処理し、河川や海域等の公共用水域に放流されます。

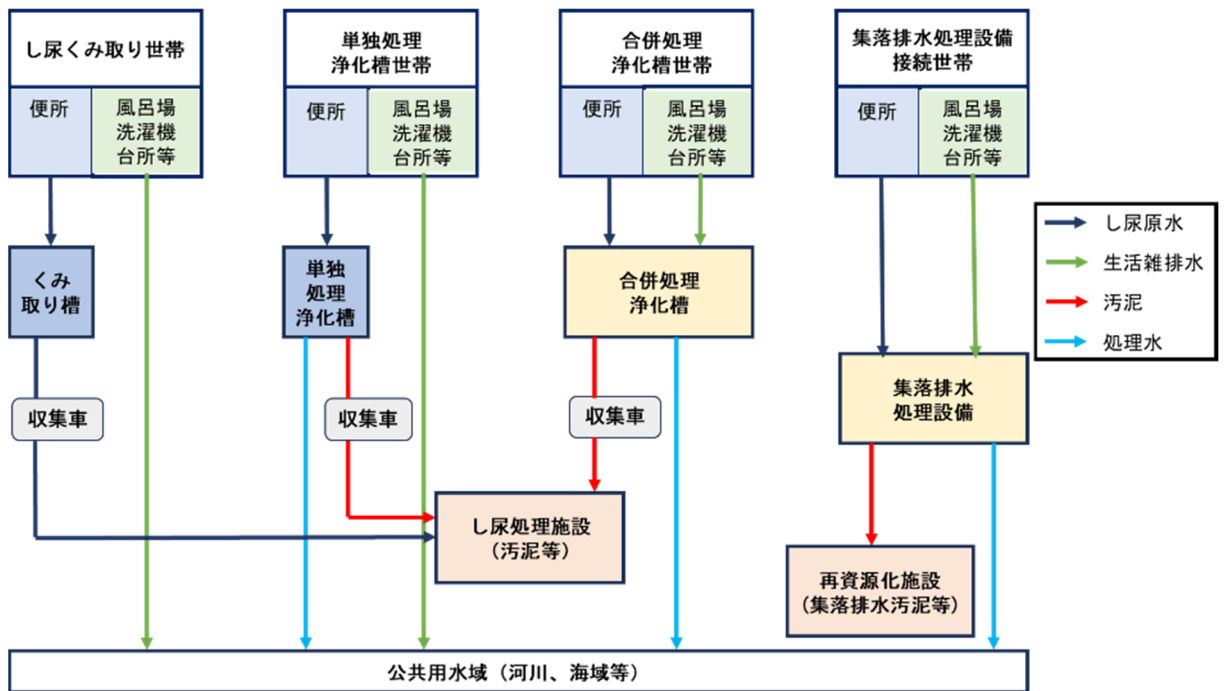


図5.1-1 本町の生活排水の処理体制

(3) 施設整備状況

本町における生活排水処理について、集落排水処理区域では農業集落排水処理設備で行い、その汚泥等は資源循環施設で処理を行う、浄化槽汚泥については許可業者が回収後、石川終末処理場（うるま市）で処理を行っています。

表5.1-1(1) 集落排水処理設備の概要（伊芸地区）

項目	内容
名称	伊芸地区農業集落排水処理施設
建物名称	農業集落排水処理施設
所在地	金武町伊芸1020番地の1
供用開始年月	平成11年4月
計画処理人口	1,320人
計画処理水量	処理対象：生活排水 処理水量：日平均 357m ³ /日
施設規模	延床面積：128m ²
処理方式	JARUS-XIV G 型

引用：金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）

表5.1-1(2) 集落排水処理設備の概要（屋嘉地区）

項目	内容
名称	屋嘉地区農業集落排水処理施設
建物名称	農業集落排水処理施設
所在地	金武町字屋嘉877番地
供用開始年月	平成24年4月
計画処理人口	1,750人
計画処理水量	処理対象：生活排水 処理水量：日平均 473m ³ /日
施設規模	延床面積：741m ²
処理方式	JARUS-XIV R 型

引用：金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）

表5.1-1(3) 集落排水処理設備の概要（並里・金武地区）

項目	内容
名称	並里・金武地区農業集落排水処理施設
建物名称	農業集落排水処理施設
所在地	金武町字金武 2080 番地
供用開始年月	平成28年4月
計画処理人口	並里地区：2,980人 金武地区：5,060人 合計：8,040人
計画処理水量	処理対象：生活排水 処理水量：日平均 2,174m ³ /日
施設規模	延床面積：1,774m ²
処理方式	JARUS-XIV G 型

引用：金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）

表5.1-2 並里・金武地区農業集落排水資源循環施設

項目	内容
施設名称	並里・金武地区農業集落排水処理施設
建物名称	農業集落排水資源循環施設
所在地	金武町字金武 2080 番地
供用年月	令和元年度
施設規模	延床面積：1,820㎡
処理方式	密閉型攪拌方式堆肥化装置

引用：1. 金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）
 2. 金武町公共施設等総合管理計画（金武町）（令和3年改訂）

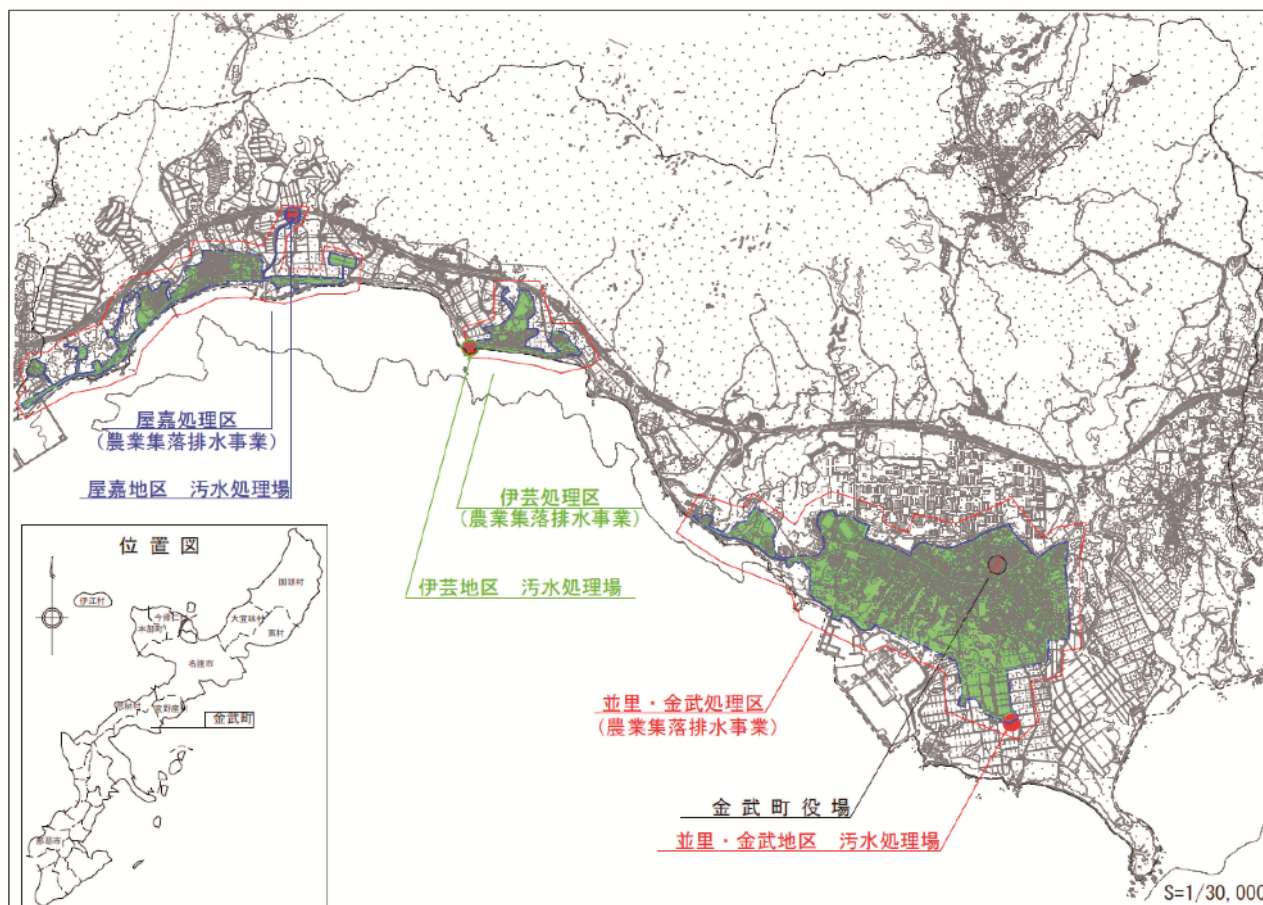


図5.1-2 各処理施設の位置の概要

引用：金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）

2. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理形態別人口

本町の生活排水処理形態別人口の推移を以下に示します。

集落排水処理設備接続率は平成29年度から増加し、令和3年度には42.4%となっています。

また、生活排水処理率（計画処理区域内人口のうち、集落排水接続もしくは合併処理浄化槽で生活排水を処理している人口の割合）は令和3年度において、80.4%となっています。

表5.1-3 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
計画処理区域内人口	人	11,484	11,584	11,467	11,452	11,473
水洗化・生活排水処理人口	人	—	—	—	—	9,220
集落排水処理施設接続人口	人	1,343	2,043	2,890	※1 3,390	4,865
合併処理浄化槽設置人口	人	10,141 浄化槽人口	9,541 浄化槽人口	8,577 浄化槽人口	※8,062 浄化槽人口	4,355
水洗化・生活排水未処理人口	人					※2 2,253
単独処理浄化槽設置人口	人					※2 2,253
非水洗化人口	人	0	0	0	0	0
くみ取り人口	人	0	0	0	0	0
水洗化率	%	100	100	100	100	100
生活排水処理率	%	—	—	—	—	80.4
集落排水処理整備接続率	%	11.7	17.6	25.2	29.6	42.4

※1 令和2年度の集落排水処理施設接続人口は「金武町下水道事業経営戦略（令和3年）」の推定人口

※2 一般廃棄物処理実態調査（環境省）では記載があるが金武町では把握していない。

注：平成29年度～令和2年度の浄化槽人口については、計画区域内人口－（集落排水処理人口＋非水×洗化人口）で求めた

引用：1. 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）（令和3年度実績）

2. 金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）（マーカ一部分のみ）

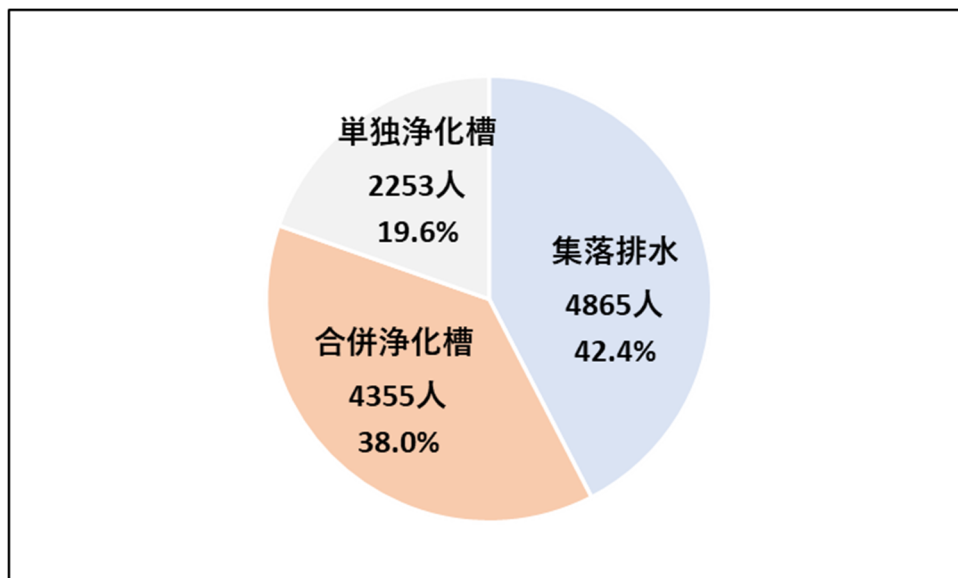


図5.1-3 生活排水処理形態別人口（令和3年度）

(2) し尿、浄化槽汚泥の排出状況および現状

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥量の推移を以下に示します。

令和3年度において、し尿の回収はなく、浄化槽汚泥量は2,970kL/年となっています。

表5.1-4 浄化槽汚泥の排出状況

		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集人口	浄化槽	人	10,141	9,541	8,577	※8,062	6,608
収集量	浄化槽汚泥	kL/年	3,515	3,859	3,988	3,141	2,970
原単位	浄化槽汚泥	L/人・日	0.95	1.11	1.27	1.07	1.23

※令和2年度の収集人口は「金武町下水道事業経営戦略（令和3年）」の集落排水処理人口の推定値から求めた

注：平成29年度～令和2年度の収集人口（浄化槽人口）については、計画区域内人口－（集落排水処理人口＋非水洗化人口）で求めた

引用：1. 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）（令和3年度実績）

2. 金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）（マーカ一部分の計算根拠）

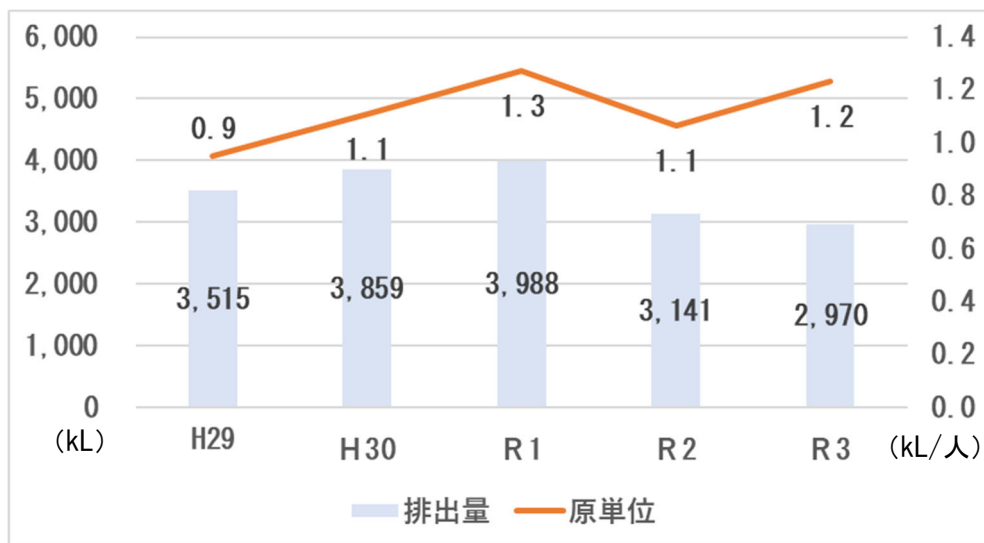


図5.1-4 浄化槽汚泥の排出量及び原単位

3. 生活排水処理の課題

(1) 汚濁負荷量の低減

本町では19.6%は生活雑排水が未処理のまま放流されています。

集落排水区域においては、集落排水設備への接続を推進し、集落排水区域外の区域では合併処理浄化槽への転換を推進します。

- ・集落排水区域における集落排水設備接続率の向上
- ・集落排水区域外における合併処理浄化槽への転換の推進

(2) 集落排水設備への接続の推進、合併処理浄化槽への転換の推進

令和3年度における本町の浄化槽人口のうち、合併浄化槽人口が65.9%、単独浄化槽人口は34.1%となっています。

また、浄化槽の維持管理が適切になされていない場合は、処理能力が低下して、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の要因となることが懸念されるため、維持管理を適切に実施する必要があります。

単独浄化槽設置世帯は、できるだけ早急に集落排水施設へ接続、又は合併処理浄化槽に転換していく必要があります。

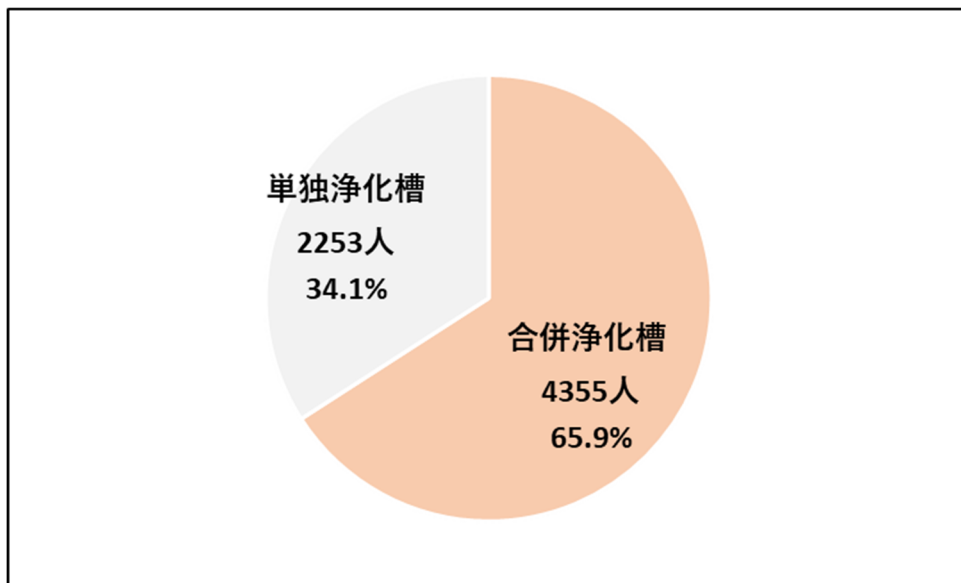


図5.1-5 金武町の浄化槽人口の構成（令和3年度）

第2節 生活排水処理の基本理念及び基本方針

本計画における基本理念及び基本計画を以下に示す。

1. 生活排水処理の基本理念

自然と調和した、住みよいまちづくり —生活環境・基盤の整備—

本計画の基本理念は、「第5次金武町総合計画（後期計画）」まちづくりの基本目標より引用した。
また、集落内の排水口から発生する悪臭の抑制など快適な生活環境の向上、河川や海の自然環境保全、発生する処理水、汚泥の再利用など、循環型社会の形成を図る。

2. 生活排水処理の基本方針

本計画の基本方針は、「第5次金武町総合計画（後期計画）」の「施策4 下水道の整備」に記載された以下の内容とした。

- ・生活環境の基盤整備と環境衛生の向上を図るため、下水道への接続推進に努め、その維持管理の充実を図る
- ・農業集落排水処理施設の運用にあたっては、処理後の汚泥から製造される堆肥の活用について、農家や関係機関などとの連携を図る
- ・下水道事業の安定経営のため、事務の効率化や経費節減に努め、施設運営の適正化について検討し、持続可能な下水道事業の健全運営を図る

第3節 生活排水処理の将来計画及び目標、目標達成に向けた施策

1. 生活排水処理の将来量

生活排水処理の将来量として、浄化槽汚泥量を求めました。

浄化槽汚泥量は中間目標時（令和10年度）で2,204kL、目標年度時（令和15年度）には1,883kLとなると予測されます。

将来量の計算にあたり、現況（令和3年度）時点で生活排水を処理する合併処理浄化槽の接続率が38%であり、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換も考えられるため、将来量として浄化槽の接続率については38%以下とならないよう調整しました。

表5.3-1 集落排水接続率及び人口、浄化槽汚泥量の将来量

	単位	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
人口	人	11644	11692	11735	11778	11821	11864	11911	11946	11981	12016
集落排水接続率	%	41.7	45.0	48.2	51.5	54.8	58.1	61.4	※62.0	※62.0	※62.0
浄化槽接続率	%	58.3	55.0	51.8	48.5	45.2	41.9	38.6	※38.0	※38.0	※38.0
集落排水人口	人	4852	5256	5660	6067	6477	6890	7308	7407	7428	7450
浄化槽人口	人	6792	6436	6075	5711	5344	4974	4603	4539	4553	4566
※2汚泥原単位	L/人・日	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13
浄化槽汚泥量	KL/年	2801.4	2654.5	2505.6	2355.5	2204.1	2051.5	1898.5	1872.1	1877.9	1883.2

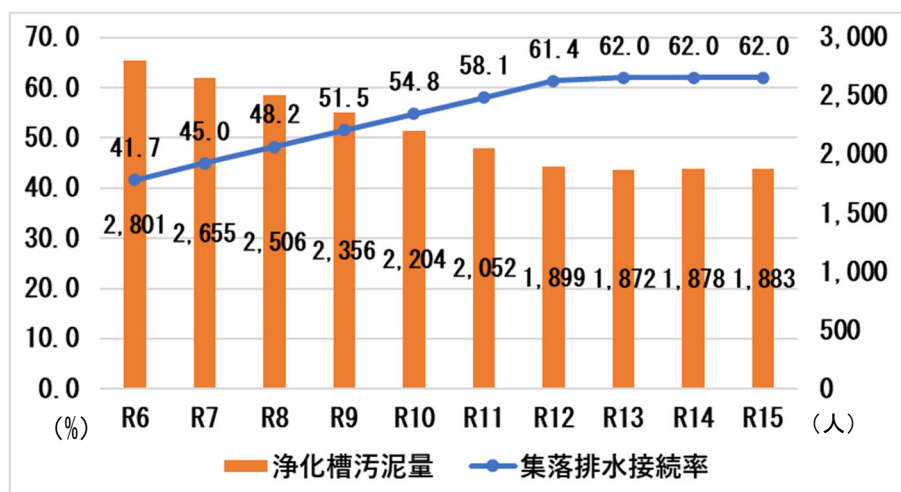
※マーカー部分は浄化槽接続率が38%を下回ったため調整した

※2汚泥原単位は過去5年間の平均値

集落排水接続率は「金武町下水道事業経営戦略（金武町）（令和3年）」より引用

人口は「金武町人口ビジョン」より算定

図5.3-1 集落排水接続率、浄化槽汚泥量の将来量



2. 生活排水処理の目標

生活排水処理に関する数値目標を以下に示します。生活排水処理にあたり、金武町総合計画の目標との整合をとり、集落排水への接続を呼びかけ、集宅排水の接続率を中間目標年度で62.5%とし、最終目標年度まで維持することを目標とします。

表5.3-2 生活排水処理の数値目標

項目	現況値 令和3（2021）年度	中間目標 令和10（2028）年度	目標 令和15（2033）年度
集落排水処理 施設接続率	42.4%	62.5%	62.5%

3. 生活排水処理の目標達成に向けた施策・計画

（1）生活排水処理対策

1）下水道設備の整備

令和2年度までに農業集落排水事業の整備が図られた地域については、新規住宅の下水道接続工事に係る施設設備を適宜実施し、経年劣化が想定される施設の長寿命化を図るとともに適切な維持管理の充実に努めます。

2）下水道事業の健全運営

- ① 計画的な経営基盤や資産等の正確な把握のため、固定資産台帳や条例、規則等の整備を行い、下水道事業の公営企業会計移行への取り組みを推進し、持続可能な下水道事業の健全運営に資するようにします。
- ② 汚泥から製造される堆肥の活用促進については、農家等の堆肥需要が促進されるよう、関係機関との連携を図ります。

3）し尿処理の適正化促進

町内から排出されるし尿汚泥を適正に処理するため、うるま市にある石川終末処理場で処理を行っています。当該施設が令和6年度をもって閉鎖となることから今後の受け入れ先を確保するために取り組みます。

（2）収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の効率的で適正な収集・運搬に努めます。

1）収集・運搬の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、町が主体となり、各家庭等からの収集・運搬業務は、許可業者が実施します。

2）収集対象区域

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は町全域（集落排水処理設備に接続している世帯等を除く）とします。

3) 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、各家庭等で許可業者に直接申し込みを行います。

(3) 処理計画

1) 農業集落排水施設について

金武町下水道経営戦略に基づき、今後の下水道事業の公営企業会計移行への取り組みを推進します。

2) 資源循環施設について

資源循環施設については、同施設で汚泥等から製造される堆肥を農家や関係機関などで活用を図ります。

3) し尿汚泥の処理について

町内の一部の住宅や事業所から排出されたし尿汚泥については、うるま市にある石川終末処理場で処理を行っています。当該施設が令和6年度をもって閉鎖となることから今後の受け入れ先を確保するために取り組みます。

金武町一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

策定者 金武町 住民生活課
〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町金武1番地
TEL 098-968-2460

策定委託 株式会社 沖縄環境経済研究所
〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番地57